



岩見沢市強靱化計画

令和8年1月～令和13年3月



排水門

北村遊水地事業
(北村遊水地の整備 P22)

令和8年1月
岩見沢市

目次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	地域防災計画と国土強靱化地域計画	2
4	計画期間	2
第2章	岩見沢市強靱化計画の基本的考え方	3
1	岩見沢市の概況と災害の記録	3
[1]	位置及び面積	3
[2]	地勢及び気候	3
[3]	災害の記録	3
2	岩見沢市強靱化計画の基本目標と施策の方向性	4
[1]	基本目標	4
[2]	施策の方向性	4
第3章	脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム	5
1	脆弱性評価	5
[1]	脆弱性評価の考え方	5
[2]	想定するリスク	5
[3]	リスクシナリオ	6
2	施策プログラム	7
3	各施策プログラムの内容	9
[1]	人命の保護	9
[2]	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	24
[3]	行政機能の確保	40
[4]	経済活動の機能維持	44
[5]	情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保	54
[6]	迅速な復旧・復興等	74
第4章	計画の推進・進行管理	82
1	計画の推進にあたっての留意事項	82
2	計画の進行管理	82
(参考)	計画の変遷	83

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

国では、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を活かし、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を推進するため、平成25年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法」（以下「基本法」といいます。）を公布・施行するとともに、平成26年に国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、強靭な国づくりを進めてきました。

また、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきており、基本法の施行後5年となる平成30年及び施行後10年となる令和5年に、基本計画の見直しが行われたところです。

岩見沢市においても、「第6期岩見沢市総合計画」におけるまちづくりの基本目標のひとつである「地域で支え合う 安全・安心なまち」の実現に向け、人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、基本法13条で定める地域計画として「岩見沢市強靭化計画」（以下「本計画」といいます。）を令和元年に策定し、人命の保護やライフラインの確保などに向けた取組みを進めてきました。

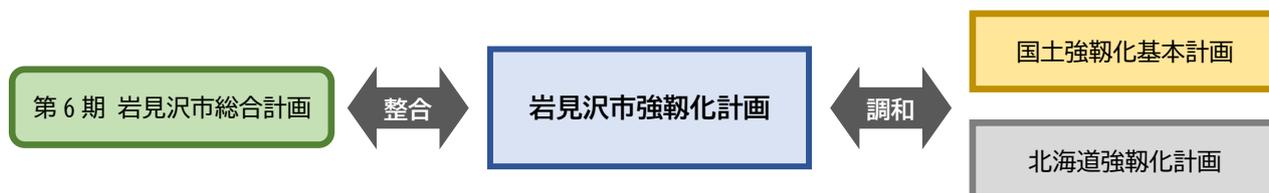
一方、基本計画改定後も、2024年1月の能登半島地震や同年9月の奥能登豪雨などの大規模自然災害が発生しているほか、全国的にも自然災害の頻発化・激甚化が進んでいる状況にあります。

また、人口減少や少子高齢化が進む中、気候変動の影響による降水量の増加や大規模な地震、豪雪などの自然リスクに加え、避難施設における感染症のまん延や生活環境の悪化による災害関連死といった新たなリスクも懸念されており、強靭化に向けた取組みをさらに進める必要があります。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画として策定します。

また、国の「国土強靭化基本計画」、北海道の国土強靭化地域計画である「北海道強靭化計画」と調和のとれた計画とすると同時に、「第6期岩見沢市総合計画」における地域防災力の向上や総合的な雪対策などの具体的な施策を計画的に推進する上での指針となる計画として位置付けます。



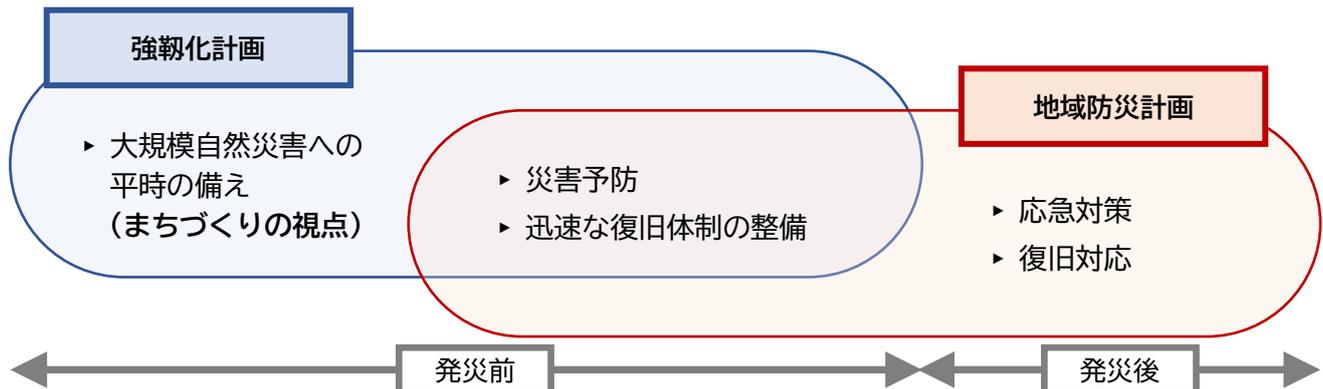
3 地域防災計画と国土強靱化地域計画

本市における災害への取組みについて定めた計画としては、「岩見沢市地域防災計画」があります。

地域防災計画は、地震や洪水など、災害の種類ごとに防災に関する業務などを定めたものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画となっています。

これに対して国土強靱化地域計画は、平時の備えを中心に、まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画となります。

両者は互いに密接な関係を持ちつつ、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。



4 計画期間

国や北海道における強靱化の状況、社会情勢の変化に応じた施策の推進が必要となることから、計画期間は、「国土強靱化基本計画」や「国土強靱化実施中期計画」、「北海道強靱化計画」などを踏まえ、2030年度までとします。

(2026年1月から2031年3月まで)

第2章 岩見沢市強靱化計画の基本的考え方

1 岩見沢市の概況と災害の記録

【1】 位置及び面積

本市は、北海道の中西部に位置し、東経 141 度 46 分、北緯 43 度 11 分、面積 481.02 km²、東西 36.23km、南北 29.12km、周囲 139.17km となっています。

【2】 地勢及び気候

東は夕張山地を背にし、石狩平野に広がる緩傾斜地帯の要衝を占め、古くから鉄道、国道、道道の結節点として、北海道の交通網の発展に重要な役割を果たしています。

また、市域の西部には石狩川流域低地である平野が広がり、東部には夕張山地を形成する低山性の山々が連なっており、夕張山地を水源とする幾春別川、幌向川が低地帯に入るところで大小の扇状地をつくりながら、西部を貫流する石狩川と合流しています。

気候は、内陸性気候に属し、平均気温は 8 度弱、最高気温は 30 度を超え、最低気温はマイナス 20 度近くまで下がり、年間を通した寒暖の差が 50 度になります。

冬期間は石狩湾からの季節風の影響を受け、750cm を超える降雪量と、100cm を超える積雪量となる豪雪地帯ですが、南部については、その影響が少なくなっています。

【3】 災害の記録

本市の災害の記録を顧みると、水害、冷害、火災、地震、雪害に大別され、なかでも水害は、すべての災害の大半を占め、次いで、冷害、火災、地震、雪害の順となっています。

【過去の主な自然災害】

《水害》

- ▶ 昭和 56 年 8 月 台風 12 号による集中豪雨（災害救助法適用）
岩見沢地区：床上下浸水 2,253 棟、田畑の被害 6,190.9ha など
- ▶ 平成 24 年 9 月 南利根別川の溢水などによる浸水被害
床上下浸水 92 棟、田畑の被害 158.9ha など
- ▶ 令和元年 8 月 記録的短時間大雨（1 時間最大降水量 94.5 mm）による市街地区での浸水被害

《地震》

- ▶ 平成 30 年北海道胆振東部地震
震度 5 弱（栗沢町東本町）、震度 4（岩見沢市 5 条・鳩が丘、北村赤川）
全域で停電が発生、復旧まで最長で約 62 時間（ブラックアウトを含む）など

《雪害》

▶ 平成 23 年 12 月から平成 24 年 3 月までの豪雪被害

最大積雪深： 208cm (2 月 12 日) ※気象台観測史上最大値

累積降雪量：1,019cm (3 月末時点)

被害状況： 人的被害 死亡 3 人、重傷 12 人、軽傷 36 人

住家被害 一部損壊 35 棟、非住家被害 全半壊 21 棟など

▶ 令和 2 年 12 月～令和 3 年 3 月までの豪雪被害

最大積雪深： 205cm (2 月 25 日) ※気象台観測史上第 2 位

累積降雪量： 944cm (3 月末時点)

被害状況： 人的被害 死亡 6 人、重傷 21 人、軽傷 27 人

住家被害 損壊 46 棟、非住家被害 倒壊 19 棟、損壊 5 棟など

2 岩見沢市強靱化計画の基本目標と施策の方向性

【1】 基本目標

【基本目標】

- ①大規模自然災害から市民の生命・財産及び社会経済機能を守る。
- ②国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内各市町村との連携を推進する。
- ③災害に強い地域社会や地域経済の実現と迅速な復旧、復興体制の確立を図る。

【2】 施策の方向性

【施策の方向性】

- ①自然災害に対する岩見沢市単独での脆弱性の克服
- ②国・北海道の強靱化に貢献するバックアップ機能の強化
- ③強靱化の基本となる地域防災力の強化
- ④デジタル活用による施策の高度化と、強靱化を支える広域ネットワークの確保

第3章 脆弱性評価及び強靱化のための施策プログラム

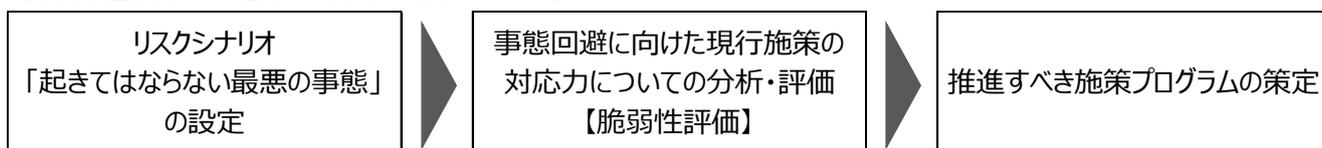
1 脆弱性評価

[1] 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する地域の脆弱性の分析や評価は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5号）、国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本計画における地域の強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法などを参考として、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が発生する要因を想定し、事態回避に向けた現行施策の対応力について分析や評価をする「脆弱性評価」を実施します。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



[2] 想定するリスク

「北海道強靱化計画」においては、今後、北海道に甚大な被害をもたらすことが想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施しており、これを参考として、過去に本市で発生した自然災害を、今後甚大な被害をもたらす具体的なリスクとして想定します。

また、これに加えて、自然災害を発端として想定される大規模停電災害についてもリスクとして想定します。

地震	火山	洪水・暴風	豪雪
平成30年北海道胆振東部地震 震度5弱 (栗沢町東本町) 震度4 (岩見沢市5条・鳩が丘、北村赤川)	常時観測火山(9火山) アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山 ※過去に本市への影響はなし	昭和56年8月 台風12号による集中豪雨(災害救助法適用) 床上下浸水2,253棟、 田畑の被害 6,190.9haなど	令和2年12月 ～令和3年3月 最大積雪深：205cm 累積降雪量：944cm 死亡6人、重傷21人、 軽傷27人など
大規模停電			
平成30年北海道胆振東部地震 全域で停電が発生、復旧まで最長で約62時間(ブラックアウトを含む)			

[3] リスクシナリオ

「基本計画」や「北海道強靱化計画」のリスクシナリオを基本としつつ、海に面していない本市の地域特性を踏まえ、地震による津波の被害を除外し、6つのカテゴリーと21のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

【リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」	
1	人命の保護	1-1	地震による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象による広域かつ長期的な市街地の浸水
		1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5	防災インフラの機能不全による死傷者の発生
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1	消防、警察、自衛隊の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における医療・福祉機能の麻痺、自然災害と感染症の同時発生
		2-3	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-4	避難体制の未整備による被害の拡大
3	行政機能の確保	3-1	行政機能の大幅な低下
4	経済活動の機能維持	4-1	サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺による企業活動等の停滞
		4-2	物流・人流機能の大幅な低下
		4-3	食料の安定供給の停滞
		4-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃、多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保	5-1	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
		5-2	電力基盤等の整備
		5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		5-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
6	迅速な復旧・復興等	6-1	事前復興ビジョンの未検討、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足
		6-3	被災者生活再建の遅延、人口流出による地域コミュニティの機能低下

2 施策プログラム

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、施設の老朽化対策や耐震化などの「ハード施策」と、情報発信、防災訓練、防災教育などの「ソフト施策」を適切に組み合わせ、本市における強靱化施策の取組方針を示す60の「強靱化のための施策プログラム」を設定します。

強靱化のための施策プログラム		
1-1	地震による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生	
	1-1-1	住宅・建築物等の耐震化
	1-1-2	建築物等の老朽化対策
	1-1-3	避難場所等の指定・整備
	1-1-4	緊急輸送道路等の整備
1-2	火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生	
	1-2-1	警戒避難体制の整備
1-3	異常気象による広域かつ長期的な市街地の浸水	
	1-3-1	洪水ハザードマップの作成
	1-3-2	避難行動要支援者の個別避難計画の整備
1-4	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	
	1-4-1	暴風雪時における道路管理体制の強化
	1-4-2	除排雪体制の確保
1-5	防災インフラの機能不全による死傷者の発生	
	1-5-1	ため池の防災対策
	1-5-2	河川改修等の治水対策
2-1	消防、警察、自衛隊の被災等による救助・救急活動の停滞	
	2-1-1	防災訓練等による救助・救急体制の強化
	2-1-2	自衛隊体制の維持・拡充
	2-1-3	救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備
2-2	被災地における医療・福祉機能の麻痺、自然災害と感染症の同時発生	
	2-2-1	被災時の医療支援体制の強化
	2-2-2	災害時における福祉的支援
	2-2-3	防疫対策
	2-2-4	自然災害と感染症の同時発生に対する災害対応機能の確保
	2-2-5	被災者の健康・心理状態の悪化を防ぐための支援の強化
2-3	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
	2-3-1	物資供給等に係る連携体制の整備
	2-3-2	非常用物資の備蓄推進
2-4	避難体制の未整備による被害の拡大	
	2-4-1	冬季も含めた帰宅困難者対策
	2-4-2	積雪寒冷を想定した避難所等の対策
	2-4-3	耐災害性の高い避難可能施設の確保
3-1	行政機能の大幅な低下	
	3-1-1	災害対策本部機能等の強化
	3-1-2	行政の業務継続体制の整備
	3-1-3	広域応援・受援体制の整備
	3-1-4	地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

4-1	サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺による企業活動等の停滞	
	4-1-1	リスク分散を重視した企業立地の推進
	4-1-2	企業の業務継続体制の強化
	4-1-3	被災企業等への金融支援
4-2	物流・人流機能の大幅な低下	
	4-2-1	流通拠点の機能強化
4-3	食料の安定供給の停滞	
	4-3-1	食料生産基盤の整備
	4-3-2	地場農産物の付加価値向上と販路拡大
	4-3-3	農産物の産地備蓄の推進
	4-3-4	生鮮食料品の流通体制の確保
4-4	農地・森林等の被害による土地の荒廃、多面的機能の低下	
	4-4-1	森林の整備・保全
	4-4-2	農地・農業水利施設等の保全管理
5-1	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大	
	5-1-1	関係機関の情報共有化
	5-1-2	住民や地域コミュニティに対する情報伝達体制の強化
	5-1-3	通信施設等の防災対策
	5-1-4	観光客など住民以外に対する情報伝達体制の強化
	5-1-5	高齢者等の要配慮者対策
	5-1-6	地域防災活動、防災教育の推進
5-2	電力基盤等の整備	
	5-2-1	再生可能エネルギーの導入拡大
	5-2-2	電力基盤等の整備
	5-2-3	多様なエネルギー資源の活用
	5-2-4	石油燃料等供給の確保
5-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止	
	5-3-1	水道施設等の防災対策
	5-3-2	下水道施設等の防災対策
5-4	市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止	
	5-4-1	交通ネットワークの整備
	5-4-2	道路施設の防災対策等
	5-4-3	広域的な公共交通の維持
6-1	事前復興ビジョンの未検討、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	
	6-1-1	事前復興ビジョンの検討
	6-1-2	災害廃棄物の処理体制の整備
	6-1-3	仮設住宅の整備計画
6-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	
	6-2-1	災害対応に不可欠な建設業との連携
	6-2-2	技術職員やボランティアの活用促進
6-3	被災者生活再建の遅延、人口流出による地域コミュニティの機能低下	
	6-3-1	地域コミュニティ機能の維持
	6-3-2	迅速な被災者の生活再建

3 各施策プログラムの内容

[1] 人命の保護

- ▶ 1-1 地震による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

[1-1-1] 住宅・建築物等の耐震化

国基本方針 II. ライフラインの強靱化、IV. 官民連携の強化

脆弱性評価

①民間住宅・建築物等の耐震化

- ・住宅の耐震化率は95%の目標に対して84.2%（2021年1月現在）
※多数の者が利用する建築物の耐震化率は91.1%
- ・木造住宅等の耐震診断、耐震改修等に対する助成制度により耐震化を推進

（脆弱性評価）

- ▶ 地震に強いまちづくりに向け、引き続き「耐震改修促進計画」における目標である耐震化率95%の達成に向けた取組みが必要。

②公共建築物等の耐震化

- ・小中学校の耐震化は中央小学校の改築により完了（2018年度）
- ・市営住宅の耐震化は完了（2017年度）
- ・市役所本庁舎の新築（2021年度）
- ・市立総合病院の新築（2028年度秋開院予定）
- ・防災拠点となる公共施設の耐震化率は99.2%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 防災拠点となる公共施設の耐震化100%達成に向けた取組み、定期的な点検や必要に応じたメンテナンス作業による安全性の確保が必要。

部門別計画	岩見沢市耐震改修促進計画（2021年度～2030年度） 岩見沢市学校施設長寿命化計画（2019年度～2058年度） 岩見沢市公営住宅等長寿命化計画（2021年度～2030年度） 岩見沢市新病院建設基本計画（2022年度～2028年度） 岩見沢市公園施設長寿命化計画（2024年度～2033年度）
-------	---

施策プログラム

①民間住宅・建築物等の耐震化

- 「耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化率の目標達成に向け、民間住宅耐震改修等助成制度による民間住宅等の耐震化を促進する。
- 民間住宅耐震改修等助成制度の対象である、ブロック塀等の耐震診断、耐震改修（除却・建替え・改修）についても利用を促進し、地震に強いまちづくりを進める。

推進事業	岩見沢市木造住宅耐震改修等助成事業 岩見沢市ブロック塀等耐震改修等助成事業
------	--

②公共建築物等の耐震化

- 未耐震の防災拠点施設の耐震化又は避難所の見直しなど、必要な措置を行う。
- 施設に付随する工作物や非構造部材の定期的な点検により施設全体の安全性を確保する。
- 文化財の展示方法の点検などの防災対策による人的被害の回避と文化財等の保全を図る。
- 市営住宅は、昭和期に建設されたものも多く、更新時期を迎えていることから計画的に整備する。
- 2028年度秋開院予定の新市立総合病院は、免震構造による耐震化を行う。
- 多くの市民が利用する公園について、予防保全管理による計画的な更新を行う。

推進事業	防災対策事業 文化財・文化遺産保存管理事業 市営住宅建設事業 新市立総合病院建設事業（新病院の耐震化） 公園造成事業
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
住宅の耐震化率	84.2%※	95% ↑
多数の者が利用する施設の耐震化率	91.1%※	95% ↑
防災拠点となる公共施設の耐震化	99.2%	100% ↑

※現状値 R3

脆弱性評価

①民間建築物等の老朽化対策

- ・「岩見沢市における空き家等の適正な管理に関する条例」の施行（2014年6月）と第2次岩見沢市空家等対策計画（2023年度～2032年度）に基づく空家の適正管理の推進
- ・管理不全空家のパトロールや所有者等への指導・助言、空家等発生抑制の周知啓発

（脆弱性評価）

- ▶ 空家の適正管理に向け、所有者に対し、老朽化防止の重要性などの周知が必要。
- ▶ 「岩見沢市空家等対策計画」に基づく空家等の発生抑制や利活用の促進が必要。

②公共建築物の老朽化対策

- ・「公共施設等総合管理計画」の策定（2016年度）による施設の再編と各施設の長寿命化計画等に基づく適切な維持管理の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 公共施設の総量削減や適正配置に向け、計画に基づく具体的な再編が必要。

部門別計画	第2次岩見沢市空家等対策計画（2023年度～2032年度） 岩見沢市公共施設等総合管理計画（2016年度～2045年度） 岩見沢市公共施設再編基本計画（2018年度～2025年度） 岩見沢市公営住宅等長寿命化計画（2019年度～2028年度）
-------	--

施策プログラム

①民間建築物等の老朽化対策

- 民間建築物の所有者へ定期的に周知を図ることで、空家に関する管理意識の醸成と、発生を抑制するとともに、空家等の利活用や除却支援制度の活用による除却を促進する。

推進事業	市民連携活動事業（空家等の適正管理の啓発、除却支援制度の活用） 移住定住促進事業（空き家等の物件情報の発信）
------	---

②公共建築物の老朽化対策

- 「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再編基本計画」における基本方針を踏まえ、施設ごとに定める個別施設計画に基づき、施設の更新、統廃合、長寿命化等による再編を推進する。

推進事業	公共施設マネジメント推進事業（公共施設の再編）
------	-------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
特定空家の除却等の件数	10件	20件 ↑
空家の活用等の件数	20件	20件 →
公共施設の総床面積	約61万㎡	- ↓

脆弱性評価

①避難場所及び避難所の指定・整備

- ・「地域防災計画」に基づき緊急避難場所や避難所を指定
指定避難所：48 箇所（2025 年 5 月現在）
- ・防災マップのほか、市のホームページなどにより指定避難所等を周知
市民アンケートにおける「避難所の認知度」：57.7%（2024 年度実施）
（自宅から一番近い避難所と、そこまでの経路を知っている人の割合）

（脆弱性評価）

- ▶ 公共施設の再編や浸水想定区域の更新など、状況の変化に応じて避難所等の見直しや整備が必要。
- ▶ 様々な媒体を活用した情報発信のほか出前講座などを通じて、避難所や避難行動の周知が必要。
- ▶ 避難所運営訓練の実施や地域との連携など、避難所の運営体制の見直しが必要。

②福祉避難所の指定等

- ・「地域防災計画」に基づき福祉避難所を指定
福祉避難所：8 箇所（2025 年 5 月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 避難生活に特段の配慮を要する方のため、福祉避難所の確保に努めるとともに、避難者の受入方法等の運営体制の整備が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966 年度～） 岩見沢市学校施設長寿命化計画（2019 年度～2058 年度）
-------	---

施策プログラム

①避難場所及び避難所の指定・整備

- 市民にとってわかりやすく安全な避難場所の設置に向けて、避難所等の指定や整備を推進する。
- 避難所や避難行動に関する周知を徹底し、認知度の向上を図る。
- 避難所運営に関する訓練の実施と、地域との連携を含めた避難所の運営体制の見直しを進める。
- 浸水が想定される指定避難所から避難者を移送する場合の移動手手段の確保など、避難者を安全に避難させる体制を整備する。
- 学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所としての役割を果たすため、老朽化対策や教育環境の質的改善を実施する。
- 必要な機器・資機材を整備し、避難所運営の効率化に取り組む。

推進事業	防災対策事業（避難所の周知や避難所運営に関する訓練の実施など） 防災関連計画事業（避難所の指定や避難させる体制の整備など） 小・中学校校舎等管理事業（小・中学校施設の老朽化対策）
------	---

②福祉避難所の指定等

- 避難生活に特段の配慮を要する方のため、社会福祉法人等との連携を図りながら、二次的な避難場所である福祉避難所の確保に努める。
- 福祉避難所における避難者の受入方法や受入態勢、移動手段などの運営体制を整備する。

推進事業	防災関連計画事業（福祉避難所の確保及び受入方法等の整備など）
------	--------------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
避難所の認知度（市民アンケートによる）	57.7%	80% ↑
福祉避難所の指定数	8 か所	10 か所 ↑

脆弱性評価

①緊急輸送道路等の整備

- ・ 国道 12 号の 4 車線化が完了（国）
- ・ 国道 12 号大和跨線橋の平面化事業の実施（国）
- ・ 緊急輸送道路を跨ぐ 8 橋、緊急輸送道路にある 1 橋の点検の実施
- ・ 道央自動車道（岩見沢 IC～三笠 IC 間）へのインターチェンジの追加整備

(脆弱性評価)

- ▶ 災害時における確実な緊急輸送のため、緊急輸送道路の計画的な整備が必要。
- ▶ 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁等の定期的な点検と計画的な修繕が必要。
- ▶ 新市立総合病院（建設予定）から道央自動車道へのスムーズなアクセス確保が必要。

②緊急輸送道路等の無電柱化

- ・ 道道岩見沢停車場線における駅前通外 1 街路事業による無電柱化は完了（北海道/市）

(脆弱性評価)

- ▶ 電柱倒壊に伴う緊急輸送道路の交通遮断防止が必要。

部門別計画

岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画（2022 年度～2032 年度）

施策プログラム

①緊急輸送道路等の整備

- 災害時における緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路の計画的な整備を推進する。
- 緊急輸送道路を跨ぐ橋梁の定期的な点検と計画的な修繕を推進する。
- 使用頻度の減少及び主要部材に重大な損傷を有する橋梁については、集約化・撤去を検討する。
- 道央自動車道へのスマートインターチェンジの追加整備について国に対して引き続き要望を行う。

推進事業

道路新設改良事業

国道 12 号大和跨線橋平面化事業（国）

②緊急輸送道路等の無電柱化

- 関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路における無電柱化の取組みを推進する。

[1] 人命の保護
 ▶ 1-2 火山噴火・土砂災害による多数の死傷者の発生

[1-2-1] 警戒避難体制の整備 国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①警戒避難体制の整備

- ・道内の常時観測火山：9 火山（アトサヌプリ、雌阿寒岳、大雪山、十勝岳、樽前山、倶多楽、有珠山、北海道駒ヶ岳、恵山）

(脆弱性評価)
 ▶ 岩見沢市は、北海道地域防災計画における「火山周辺市町村」には該当しないが、大規模な火山噴火に伴う降灰への警戒が必要。

②土砂災害警戒区域等の情報共有、警戒体制の整備

- ・土砂災害警戒区域等の指定箇所数：60 箇所（2025 年 5 月現在）
 <土砂災害警戒区域等> 土石流 30 箇所、がけ崩れ 29 箇所、地すべり 1 箇所
- ・土砂災害警戒区域等避難経路図の作成

(脆弱性評価)
 ▶ 土砂災害等の危険箇所に対する土砂災害警戒区域の指定についての北海道との情報共有と、指定区域の地域住民への周知徹底が必要。
 ▶ 土砂災害による被害を防ぐため、関係機関との連携により、危険性が高い箇所の対策が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966 年度～）
-------	----------------------

施策プログラム

①警戒避難体制の整備

- 火山噴火警戒情報について、降灰による市民生活や健康への影響を勘案しながら、注意喚起等の方法を検討する。

推進事業	防災関連計画事業（情報の受理及び伝達）
------	---------------------

②土砂災害警戒区域等の情報共有、警戒体制の整備

- 関係機関と連携を図りながら、土砂災害警戒区域の指定について適切に情報共有する。
- 土砂災害警戒区域等避難経路図や防災マップによる土砂災害警戒区域の住民に対する周知の徹底など、災害時に適切に避難できる体制を整備する。
- 土砂災害による被害の発生に備え、関係機関と連携しながら危険箇所の土砂災害対策を推進する。

推進事業	防災関連計画事業（土砂災害警戒区域の情報共有） 防災対策事業（土砂災害に対する警戒体制の整備）
------	--

[1] 人命の保護
▶ 1-3 異常気象による広域かつ長期的な市街地等の浸水

[1-3-1] 洪水ハザードマップの作成

国基本方針
I. 防災インフラの整備・管理

脆弱性評価

①洪水ハザードマップの作成

・大河川・中小河川・内水の洪水ハザードマップを1つにした防災マップの作成と公表

- (脆弱性評価)
- ▶ 居住地の災害リスクの把握や災害への備えを進めるため、防災マップの内容を市民が十分認識する必要がある。
 - ▶ 浸水実績に基づく内水被害の発生状況等を踏まえた対応について検討が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①洪水ハザードマップの作成

- 国や北海道における浸水想定区域の見直しなどを契機として、適宜防災マップを更新するとともに、出前講座などを通じて市民へ周知する。
- 内水による市街地の浸水リスクを検証した上で、必要に応じて浸水シミュレーションを用いた内水ハザードマップの作成について検討する。

推進事業	防災関連計画事業（洪水・内水被害に対する対応） 防災対策事業（出前講座による防災マップの周知や防災訓練の実施）
------	--

脆弱性評価

①避難行動要支援者の個別避難計画の整備

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成と地域との共有

(脆弱性評価)

- ▶ 避難行動要支援者の個別避難計画を作成し、事前に町会・自治会や民生委員などへ提供することで、平時から地域で共有し、支援体制を整えることが必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①避難行動要支援者の個別避難計画の整備

- 個別避難計画の作成を推進し、具体的な支援者等を明確にするとともに、真に支援が必要な要支援者や浸水想定区域居住者に対しては重点的に事前避難の啓発に取り組む。

推進事業	防災関係計画事業（個別避難計画の作成）
------	---------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
制度同意者の個別避難計画作成率（浸水想定区域居住者）	100%	100% →

[1] 人命の保護

▶ 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

[1-4-1] 暴風雪時における道路管理体制の強化

国基本方針
Ⅱ. ライフラインの強靱化

脆弱性評価

①暴風雪時における道路管理体制の強化

- ・ 除排雪対策本部及び除排雪委託業者によるパトロールの実施
- ・ 交通障害の発生が予想される気象状況下での市ホームページ、ラジオ、SNS などによる注意喚起の実施
- ・ 幹線道路における交通規制の実施
- ・ 除排雪委託業者と協力した除雪体制の整備による通行止めの解除

(脆弱性評価)

- ▶ 交通障害の防止のため、除雪状況や交通規制に関する情報について、多様な媒体を使い、適切な時点で情報提供することが必要。
- ▶ 全庁的な除排雪対策本部体制の継続と、事業者を含めた道路管理体制の維持が必要。

施策プログラム

①暴風雪時における道路管理体制の強化

- 暴風雪時の車の立往生などを防止するため、交通障害の発生が予想される気象状況下において、より多くの住民に対して情報を提供できるよう、これまで以上に多様な媒体の活用を図る。
- 除雪状況や交通規制に関する適時の情報提供を推進する。
- 全庁的な除排雪対策本部体制を継続するとともに、除雪業者を含めて、機動性の高い道路管理体制を確保する。

推進事業	除排雪事業（暴風雪時の道路管理体制）
------	--------------------

脆弱性評価

①除排雪体制の確保

- ・ 除排雪機械を 46 台保有（2025 年 3 月現在）
- ・ 本格的な降雪前に広報を通じた市民への雪処理マナーの啓発

（脆弱性評価）

- ▶ 除排雪機械の適切な更新や管理のほか、適切な除排雪業務の発注による受託業者の除排雪体制の確保が必要。
- ▶ 全庁的な除排雪対策本部体制の継続と、地域との連携強化、雪処理マナーの更なる周知徹底が必要。

②ICT の活用による除排雪作業の効率化

- ・ ICT（農業用 GNSS ガイダンス装置）の活用による除排雪作業の実施：142.6km（2024 年度）
- ・ 未除雪路線における除排雪の基盤となる道路台帳図のデジタル化の完了（2018 年度）

（脆弱性評価）

- ▶ 除排雪作業を担う人材不足に対応するには、ICT（農業用 GNSS ガイダンス装置）の活用による除排雪作業の対象拡大などの効率化を図ることが必要。

③高齢者世帯等に対する支援

- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する屋根の雪下ろし費用の一部助成の実施
- ・ 高齢者、障がい者世帯に対する間口の置き雪除雪費用又は定期排雪費用の一部助成の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 町会等が実施するボランティア除雪との連携や除雪に係る経済負担軽減の取組みの継続と、制度についての十分な周知が必要。

④間口の置き雪対策の推進

- ・ 除雪業者による間口の置き雪対応。

（脆弱性評価）

- ▶ 除雪技術の向上が必要。
- ▶ 除雪業者の人材不足に対する支援が必要。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966 年度～）

施策プログラム

①除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するほか、除排雪機械格納庫の整備による体制強化と機械管理の適正化を図るとともに、委託業務の総価方式での積算により、少雪時の業者不利益を軽減し、除排雪委託業者における除排雪体制を確保する。

- 全庁的な除排雪対策本部体制を継続するとともに、地域における自主的な除排雪活動に対する支援と、雪処理マナーについての住民への更なる周知を行う。

推進事業	防災対策事業（屋根の雪下ろし用安全装備の貸出し） 除排雪事業（事業者における除排雪体制の確保、地域との連携の強化） 除排雪機械更新事業（老朽化した除排雪機械の更新）
------	--

②ICTの活用による除排雪作業の効率化

- 担い手不足などの課題解消のため、ICTを活用した除排雪作業の効率化を推進する。

推進事業	除排雪事業（ICTの活用による除排雪作業の効率化）
------	---------------------------

③高齢者世帯等に対する支援

- 自力での除雪が困難な高齢者や障がい者世帯に対する地域との連携による見守りや除雪支援を行う。また、屋根の雪下ろしや間口除雪又は定期排雪に対する経済的負担の軽減を引き続き図るほか、制度を知らない住民に対して一層の周知を行う。

推進事業	高齢者・障がい者の冬の暮らし支援事業
------	--------------------

④間口の置き雪対策の推進

- 事業者と連携して除雪技術の向上を図るとともに、除雪業務に従事するオペレーターなどの人材を確保するための必要な支援を行う。

推進事業	除排雪事業（事業者における除排雪体制の確保）
------	------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
除排雪機械保有台数	46台	46台 →
地域自主排雪実施町会数	42町会	43町会 ↑
ICTの活用による除排雪実施延長	142.6km	143.0km ↑
屋根の雪下ろし登録件数	548件	560件 ↑
間口除雪又は定期排雪登録件数	698件	770件 ↑

【1】 人命の保護

▶ 1-5 防災インフラの機能不全による死傷者の発生

国基本方針

I. 防災インフラの整備・管理

【1-5-1】 ため池の防災対策

脆弱性評価

①ため池の防災対策

- ・ 防災重点ため池：13箇所
- ・ 防災重点ため池のハザードマップ作成済

(脆弱性評価)

- ▶ 防災重点ため池が破堤した場合に備え、被害想定区域の設定や避難場所等の確保と、ハザードマップによる地域住民への周知が必要。

施策プログラム

①ため池の防災対策

- 防災重点ため池が破堤する恐れがある場合において、迅速かつ的確な避難行動ができるよう、被害想定区域や避難場所等を示す「ため池ハザードマップ」(作成済)について、地域住民への周知の徹底を図るとともに、必要に応じて見直しを図る。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」に基づき、防災重点農業ため池の経過観察・定期点検を実施する。

推進事業	用排水施設維持管理事業（ため池ハザードマップの作成・見直し）
------	--------------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
防災重点ため池のハザードマップ作成率	100%	必要に応じて更新

脆弱性評価

①河川改修等の治水対策

- ・ 幾春別川総合開発事業による治水対策の推進（国）
- ・ 利根別川、東利根別川、ポントネ川の河川改修による災害に強いまちづくりの推進（北海道）
- ・ 市管理河川の計画的な草刈と浚渫の実施や護岸破損箇所の修繕による堤防からの越水の防止
- ・ 降雨時における浸水被害の防止

10年に1度程度の降雨量である31.4mm/時を目標として、ポンプ場及び雨水管を整備

幾春別川第3排水区における浸水対策事業完了（2019年度）

雨水排水の整備率：31.4%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や適切な河川管理が必要。
- ▶ 道路冠水箇所のパトロールや雨水管の整備などの雨水対策の推進が必要。

【参考】

幾春別川総合開発事業

桂沢ダムを嵩上げする新桂沢ダムとともに、幾春別川の支川である奔別川に三笠ぽんべつダムを新たに建設し、流域の安全を守り、広い地域に水を供給する事業

- ・ 新桂沢ダム（2024年3月完成）

国直轄ダム初の同軸嵩上げによるダム再生事業（貯水容量は約1.6倍増加）

ダム高75.5m（11.9m嵩上げ）、洪水調節・水道・工業用水・発電・流水の正常な機能の維持

- ・ 三笠ぽんべつダム

日本初の流水型の台形CSGダム、ダム高約53.0m、洪水調節

②北村遊水地事業の円滑な実施

- ・ 北村遊水地事業による治水対策の推進（国）

（脆弱性評価）

- ▶ 関係機関との連携により、北村遊水地事業の円滑な実施が必要。

【参考】

北村遊水地事業

戦後最大規模である1981年8月上旬規模の洪水流量を安全に流すことを目標とした石狩川中流部における新たな遊水地の整備事業

河道整備や支川の洪水調節施設と合わせ、石狩川下流域の市街地や農地を浸水被害から守る

- ・ 北村遊水地

遊水地面積950ha、洪水調節容量4,200万 m^3

部門別計画

石狩川水系石狩川（下流）整備計画（2007年9月～）

施策プログラム

①河川改修等の治水対策

- 気候変動の影響を踏まえた計画的な河川改修や河川草刈及び浚渫を計画的に実施し適切な河川管理による治水対策を推進する。
- 内水による冠水や浸水被害を防ぐため、雨水管の整備など計画的な雨水対策を推進する。
- 道路パトロールによる警戒体制の維持と土木事業者との連携による雨水対策を推進する。
- 国営・道営の土地改良事業実施時に、治水対策として「田んぼダム」を設置し、田んぼダムの取組みを推進するとともに、普及促進に向けた活動も行う。

推進事業	幾春別川総合開発事業（国：国管理河川の治水対策） 河川改修事業（北海道：道管理河川の治水対策） 道路維持事業（道路冠水への対応） 河川管理事業（適切な河川管理） 河川維持事業（河川改修と河川環境の維持） 下水道築造事業（浸水対策：雨水幹線などの整備） 河川草刈・浚渫事業（適切な河川管理） 土地基盤整備事業（田んぼダムの設置） 多面的機能支払事業（田んぼダムの普及活動）
------	---

②北村遊水地事業の円滑な実施

- 北村遊水地事業の円滑な実施に向け、関係機関と連携しながら地域集落の再編と公共施設の再配置等の検討を進める。

推進事業	北村地区地域再編計画検討事業（国の北村遊水地事業の円滑な実施）
------	---------------------------------

[2] 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

▶ 2-1 消防、警察、自衛隊の被災等による救助・救急活動の停滞

[2-1-1] 防災訓練等による救助・救急体制の強化

国基本方針

V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①実践的な防災訓練等の実施

- ・市や防災会議による各種訓練による関係機関相互の連携体制の強化

消防訓練参加者数：16,684人（2024年度）

- ・北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区（石狩、後志、空知）参集訓練の実施
- ・石狩川流域における渡河訓練の実施（陸上自衛隊）

（脆弱性評価）

- ▶ 災害対応能力の一層の向上のため、定期的かつ効果的な訓練の実施が必要。

②消防職員の育成

- ・救急救命士の各種研修及び実習による救急教育の推進

（脆弱性評価）

- ▶ 救助・救急体制の維持のため、計画的な人材育成が必要。

③応急手当、救命処置等の普及啓発

- ・事業所や学校等における救命講習の実施

救命講習受講者数：1,336人（2024年度）

（脆弱性評価）

- ▶ 市民に対する救命処置等の更なる普及啓発が必要。

部門別計画

岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

①実践的な防災訓練等の実施

- 市や防災会議が実施する各種訓練により、関係機関との連携強化と災害対応の実効性の向上に取り組む。

- ・地域防災計画に基づき市が実施する訓練
- ・北海道広域消防相互応援協定に基づく道央地区（石狩、後志、空知）の応援・受援訓練
- ・各関係機関における災害を想定したシミュレーション訓練 など

推進事業 | 防災対策事業（実践的な防災訓練等の実施）

②消防職員の育成

- 災害対応の現場で救命救急に携わる消防職員を計画的に育成するため、必要な講習の実施や研修への派遣を推進する。

推進事業 | 消防事務事業（消防職員の育成）

③応急手当、救命処置等の普及啓発

- AED（自動体外式除細動器）の操作方法など、市民向けの救急講習による救命処置等の普及啓発を更に推進する。

推進事業	消防事務事業（救命措置等の普及啓発）
------	--------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
消防訓練参加者数	16,684 人	30,000 人 ↑
指導救急救命士の人数	3 人	3 人 →
救急講習受講者数	1,336 人	3,000 人 ↑

脆弱性評価

①自衛隊体制の維持・拡充

- ・ 陸上自衛隊岩見沢駐屯地（第 12 施設群等）における災害対応
 - < 災害関連の主要装備 >
 - 人員輸送装備、施設作業装備、人員救護用装備、生活支援装備等
 - < 災害時における連携等に関する協定に基づく取組み >
 - UTM 座標（位置を住所や緯度・経度ではなく 6 桁の数字を用いて判別）を用いた被災位置情報等の共有
 - 災害派遣時における民間建設資機材の貸与（被災時における民間操縦手の不足への対応）
- ・ 陸上自衛隊の体制が縮小した場合における災害発生時の対応の遅れによる被害拡大の懸念

（脆弱性評価）

- ▶ 自衛隊体制の維持・拡充に向けた関係機関等との連携が必要。

施策プログラム

①自衛隊体制の維持・拡充

- 災害時において、救助・救援活動の中心としての役割が期待される自衛隊について、北海道内の配備体制の維持・拡充に向け、関係機関と連携した取組みを推進する。
- 自衛隊員が退官後においても地域に定住することにより、地域における災害の専門家や防災リーダーとして活躍することが期待されることから、陸上自衛隊岩見沢駐屯地（第 12 施設群等）の体制の維持・拡充に向けた取組みを推進する。

推進事業	庶務事業（自衛官募集の協力等） 企画推進事業（自衛隊体制の維持・拡充に関する要望等）
------	---

脆弱性評価

①救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- ・ 消防車両等の配備状況（2025年3月現在）

区分	数量
ポンプ・水槽車	17台
積載車	23台
化学車	1台
救急車	5台
はしご車	1台
救助工作車	1台
その他	16台

- ・ 高機能消防指令センターの充実強化やスマートフォンを活用した映像伝送装置の整備
- ・ 消防庁映像共有システムの導入(R6)
- ・ 油圧救助器具、エンジンカッター、チェーンソー、熱画像直視装置等の救助資器材の整備
- ・ 市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用による市街地域における消防力の維持
- ・ BC 災害（生物、化学物質による特殊災害）対応マニュアルに基づく運用
- ・ 災害警備体制の確保と災害資機材の整備（北海道警察）
レスキュー資機材、折り畳み式担架、GPS 装置など

（脆弱性評価）

- ▶ 災害の現場の「見える化」の実現に向けた、情報通信基盤や資機材の計画的整備が必要。

②AED の設置促進と設置場所の周知

- ・ AED 設置事業所への登録依頼と登録施設の市ホームページやパンフレットによる周知
- ・ 「全国 AED マップ（日本救急医療財団）」への登録（スマートフォンでのマップ利用）

（脆弱性評価）

- ▶ 耐用年数に応じた AED の更新、AED マップ未登録施設の登録促進が必要。

施策プログラム

①救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備

- 消防力を維持するため、消防車両の計画的な整備を推進する。
- 災害現場の「見える化」に向けた情報通信基盤や資機材の計画的な整備を推進する。
- ・ 多言語電話通訳サービスや Net119 緊急通報システムの活用
Net119 緊急通報システム
聴覚・言語機能に障がいのある方が円滑に 119 番通報を行えるシステム

・無人航空機（ドローン）の活用

災害現場の上空からの把握や土砂災害危険箇所の状況確認等への活用

■市街地を流れる北海かんがい溝の水源活用と合わせた消火栓・防火水槽の整備により、消防力の向上を図る。

■BC災害対応マニュアルに基づく災害対応訓練の実施や資器材の導入、マニュアルの見直しにより、消防力の向上を図る。

推進事業	消防車両整備事業（消防車両の計画的な整備） 消防資機材整備事業（情報通信基盤や資機材の計画的な整備）
------	---

②AEDの設置促進と設置場所の周知

■公共施設や民間企業等へのAEDの導入の促進と計画的な更新を推進する。

■全国AEDマップへの登録を更に推進し、利便性と救命率の向上を図る。

推進事業	防災対策事業（AED設置登録の推進） AED設置施設登録制度推進事業（AEDの設置促進と普及啓発）
------	--

[2] 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

▶ 2-2 被災地における医療・福祉機能の麻痺、自然災害と感染症の同時発生

[2-2-1] 被災時の医療支援体制の強化

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①被災時の医療支援体制の強化

- ・「地域防災計画（医療救護計画）」に基づく被災時における適切な医療救護活動の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 北海道や医師会・歯科医師会等との連携により、被災時における医療支援体制の強化が必要。
- ▶ 医師の高齢化等による医師数の減少が続いているため、医師会・歯科医師会等との連携による医師の確保が必要。

②市立病院の医療の充実

- ・医療従事者の確保と研修体制の強化などによる良質な医療提供体制の整備
- ・高度な医療を提供する医療機器の計画的な整備・更新
- ・「業務継続計画（BCP）」の策定（2016年度）や大規模自然災害等を想定した訓練の実施
- ・災害拠点病院に必要な耐震性能を新病院に確保するとともに、自家発電設備や給水設備を整備

（脆弱性評価）

- ▶ 市立病院の診療機能や災害対応力の強化と健全経営の維持が必要。
- ▶ 医療機器の経年劣化に対し、費用対効果を検証したうえでの適正な機器の更新が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～） 岩見沢市立総合病院業務継続計画（2016年度～） 岩見沢市新病院建設基本計画（2022年度～2028年度） 岩見沢市病院事業経営強化プラン（2023年度～2027年度）
-------	---

施策プログラム

①被災時の医療支援体制の強化

- 被災時において、状況に応じた適切な医療救護活動を実施するため、北海道や医師会・歯科医師会等との連携を強化し、災害時医療支援の適正な運営体制を確保する。

推進事業	防災関係計画事業（被災時の医療支援体制の強化） 夜間急病センター運営事業（救急医療体制の維持） 在宅当番医制委託事業（救急医療体制の維持） 小児救急医療支援事業（小児救急医療体制の維持）
------	--

②市立病院の医療の充実

- 総合病院の高度医療や救急医療の充実などによる良質な医療サービスの提供と、医療従事者の確保や医療機器の更新、災害拠点病院として必要な耐震性、自家発電や給水設備など、施設の再整備等を計画的に進め、健全経営の維持に努める。

■栗沢病院の診療機能の適正化と健全経営に向けた取組みを推進する。

推進事業	医療機械器具等整備事業（高度な医療の提供） 新市立総合病院建設事業（診療機能や災害対応力、設備の強化）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
人口 10 万人当たりの医師数	145 人	- ↑

脆弱性評価

①災害時における福祉的支援

- ・「避難行動要支援者の避難支援全体計画」の改訂（毎年度）
- ・民生委員・児童委員の充足率：94%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 避難行動要支援者の対象者の中から、真に避難支援を必要とする要支援者の絞り込みが必要。
- ▶ 個別避難計画の作成と平時における福祉的支援の担い手確保が必要。

部門別計画	岩見沢市地域福祉計画（2024年度～2033年度） 岩見沢市避難行動要支援者の避難支援全体計画（2024年度～）
-------	---

施策プログラム

①災害時における福祉的支援

- 地域防災計画に基づき、避難支援等関係者への要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。
- 平時における福祉的支援を支える民生委員・児童委員の確保に向けた取組みを推進する。

推進事業	防災関係計画事業（地域との連携による支援体制の整備） 民生委員児童委員協議会運営費交付等事業（民生委員等の活動支援）
------	---

脆弱性評価

①防疫対策

- ・ 予防接種：麻しん・風しんワクチン接種率：95%（2024年度調査）

（脆弱性評価）

- ▶ 医師会等との連携による感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要。
- ▶ 感染症の発生・まん延の防止に向け、予防接種の適正な実施が必要。

②応急トイレの整備

- ・ トイレ袋：21,000枚、トイレテント：123張、トイレ便座：134個
車椅子用トイレテント・トイレ便座：3張（2025年5月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄が必要。

施策プログラム

①防疫対策

- 災害時における感染症の発生・まん延等を防止するため、平時からの感染症対策として、定期的な予防接種の実施や知識の普及啓発、未接種者への勧奨を行う。

推進事業	疾病予防推進事業（感染症の発生・まん延防止）
------	------------------------

②応急トイレの整備

- 備蓄計画に基づき、避難所運営に必要な簡易トイレや災害用トイレ袋などの計画的な備蓄を行う。

推進事業	防災関係計画事業（避難所運営に必要な資材の計画的な備蓄）
------	------------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
麻しん・風しんワクチン接種率	95%	95%以上 ↑

脆弱性評価

①自然災害と感染症の同時発生に対する災害対応機能の確保

- ・ コロナ禍における感染症対応

感染者や感染疑いの者：岩見沢保健所と連携し、避難が必要な場合は、専用避難所へ誘導
 避難所で感染疑いが発覚した者：施設内の専用スペースへ避難

(脆弱性評価)

- ▶ 新たな感染症の発生に備え、関係機関との事前の調整が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①自然災害と感染症の同時発生に対する災害対応機能の確保

- 感染症の対応は施設内の専用スペース設置を基本としつつ、いつ新たな感染症が発生しても対応できるように、岩見沢保健所や関係機関と事前に必要な調整を行う。
- 感染症対応のマニュアル化や防災訓練の実施など、感染症対策を踏まえた避難所運営などの災害対応に備える。

推進事業	防災関係計画事業（感染症対策） 防災対策事業（感染症対策を踏まえた防災訓練の実施）
------	--

脆弱性評価

①避難所の生活環境の改善

- ・段ボールベッド：293 個、間仕切りパネル：289 セット、プライバシーテント：168 張
多目的テント：50 張（2025 年 5 月現在） など

②健康管理・相談体制の整備

- ・避難所における健康相談・保健指導の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 避難者の心身の健康へ配慮するとともに、災害関連死等の防止のため、段ボールベッドや簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーテーションの設置など、避難所の生活環境について適宜見直しが必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966 年度～）
-------	----------------------

施策プログラム

①避難所の生活環境の改善

- 段ボールベッドや簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーテーションの設置など、避難所で
の生活環境について、スフィア基準への準拠を目指した改善に取り組む。

推進事業	防災関係計画事業（生活環境の改善）
------	-------------------

②健康管理・相談体制の整備

- 避難者の健康状態の悪化に備え、保健師等による健康相談を行う体制を整備する。また、必要に
応じて医療機関との連絡調整を行う。

推進事業	防災関係計画事業（健康状態の把握）
------	-------------------

[2] 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保
 ▶ 2-3 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

[2-3-1] 物資供給等に係る連携体制の整備 国基本方針
V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①物資供給等に係る連携体制の整備

- ・北海道や道内自治体との協定、民間企業・団体との防災に関する各種協定の締結
 - 災害緊急事態等における非常放送に関する協定
 - 災害時における岩見沢市所管施設等の災害応急対策業務に関する協定
 - 災害時における貨物自動車の緊急救援輸送に関する協定
 - 水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定
 - 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定
 - 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定
 - 南空知災害時相互応援に関する協定 など
- （夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町）

（脆弱性評価）

- ▶ 各種協定に基づく連携・協力の実効性の確保が必要。
- ▶ 災害時の物資確保、応援体制確保のため、更に多様な分野での協定締結が必要。

②遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- ・広範囲にわたる甚大な被害の発生により近隣自治体の応援が受けられない事態の想定

■広範囲にわたり甚大な被害が発生した際の相互応援体制の整備に関する検討が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①物資供給等に係る連携体制の整備

■物資供給をはじめ、医療、救助・救援、情報通信など、災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、北海道及び道内市町村、民間企業・団体等との間で締結している防災に関する各種協定について、その実効性を確保するために、平時からの連絡先確認や訓練の共同実施など、協力関係の構築を推進する。

推進事業	防災関係計画事業
------	----------

②遠方の自治体との災害時応援協定の締結

- 同時被災リスクの少ない遠方の自治体との「災害時相互応援協定」の締結により、災害時における連携体制の強化を図る。
- 遠方自治体からの応援について、災害時応援協定システムを活用した情報収集を行う。

推進事業	防災関係計画事業
------	----------

脆弱性評価

①非常用物資の備蓄推進

- ・市民アンケートにおける「非常食を常備している家庭の割合」：35.9%（2024年12月現在）
- ・非常用物資の計画的な備蓄

食料等の備蓄状況（2025年5月現在）

品名	数量
非常食（アルファ化米）	6,148食
非常食（缶詰パン）	4,816食
粉ミルク	120本

品名	数量
乳幼児用紙おむつ	2,368枚
大人用紙おむつ	2,782枚
生理用品	6,450枚

これらの他にもマスク等の衛生用品や医薬品を備蓄

給水体制の状況（2025年5月現在）

品名	数量
加圧式給水タンク車	1台
給水タンク	3台
緊急用飲料水ポリ袋	6,400袋

※加圧式給水タンク車（2017年度導入）
病院など、断水が生命に関わる施設の
受水槽へ加圧による給水を行う車両

これらの他にも消防のタンク車による給水体制やポリタンク等を備蓄

（脆弱性評価）

- ▶ 各家庭での食料、飲料水等の備蓄に関する更なる意識啓発が必要。
- ▶ 非常用物資の計画的な適正管理が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～） 岩見沢市備蓄計画（2019年度～）
-------	--

施策プログラム

①非常用物資の備蓄推進

- 各家庭における「自助」の取組みとして、3日間分の食料や飲料水、最低限の生活物資と医薬品等の備蓄促進とローリングストックによる効率的備蓄に関して、市民への意識啓発を推進する。
- 非常用物資の計画的な備蓄と避難所等への事前配備など、備蓄品の適正配置を推進する。
- 断水時における迅速かつ円滑な応急給水体制を整備する。

推進事業	防災対策事業（家庭内備蓄の意識啓発） 防災関係計画事業（非常用物資の計画的な備蓄） 応急給水対策事業（応急給水体制の整備）
------	---

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
非常食を常備している家庭の割合(市民アンケートによる)	35.9%	55% ↑

[2] 救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保

▶ 2-4 避難体制の未整備による被害の拡大

[2-4-1] 冬季も含めた帰宅困難者対策

国基本方針
V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①公共交通機関の運行停止等における帰宅困難者対策

(脆弱性評価)

- ▶ 公共交通機関の運行停止や道路閉鎖による帰宅困難者の受入先（避難所や公共施設の開放）の確保並びに周知・誘導方法の検討が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①公共交通機関の運行停止等における帰宅困難者対策

- 帰宅困難者の受入先の確保や、その周知・誘導について事前に検討を進める。
- 帰宅困難者が発生した場合は、速やかに情報提供を行うことができるよう、交通事業者などの関係機関と平時より連絡体制を整える。

推進事業	防災対策事業（避難所の周知・誘導などの避難対策）
------	--------------------------

脆弱性評価

①積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ・毛布・ストーブ等の資機材の計画的な備蓄

防寒対策用資機材の備蓄状況（2025年5月現在）

品名	数量
ポータブルストーブ	50台
毛布	2,630枚
アルミブランケット	1,480枚

（脆弱性評価）

- ▶ 暖房設備稼働に必要となる避難所の電源対策が必要
- ▶ 想定される避難者数に応じた防寒対策用の資機材の備蓄が必要。

部門別計画 岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

①積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- 厳寒期における災害の発生を想定し、災害時においても地域の拠点となる避難所等に電力と燃料を供給できる体制を整備する。
- 毛布・ストーブの資機材の計画的な備蓄など、避難所等における冬季防寒対策を推進する。

推進事業 防災関係計画事業（冬季における避難所の防寒対策）

脆弱性評価

①多様な避難施設の確保（指定避難所以外）

- ・ 協定締結による避難可能施設（2025年5月現在）
- 福祉避難所：8か所
- 一次待機施設：34か所
- 車中避難所：2か所（指定避難所の駐車場を除く）

（脆弱性評価）

- ▶ 災害に応じた多様な避難形態を想定し、市民が避難しやすい環境・施設の確保が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①多様な避難施設の確保（指定避難所以外）

- 災害が激甚化・多発化している中において、指定避難所となる学校などの施設の数も限られていることから、多様な避難形態を想定した、避難しやすい環境・施設を確保する。
- 災害協定、覚書の締結により、地域集会施設などの一次待機施設や福祉避難所、車中避難所の増に向けて、関係機関・団体等との協議を行う。

推進事業	防災対策事業（避難可能施設の確保）
------	-------------------

[3] 行政機能の確保

▶ 3-1 行政機能の大幅な低下

[3-1-1] 災害対策本部機能等の強化

国基本方針
V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①災害対策本部訓練の実施

- ・ 災害対策本部の設置時における事後検証の実施
- ・ 平時からの災害対策本部設置訓練の実施

(脆弱性評価)

- ▶ 本部機能の強化に向け、災害対策本部設置訓練の定期的な実施・検証が必要。
- ▶ 職員の動員体制の定期的な検証に基づき、必要に応じた業務継続計画の見直しが必要。
- ▶ 避難所運営や罹災証明書発行・被害認定調査など災害対応業務の定期的なマニュアルの見直しと訓練実施が必要。

②総合的な行政運営や防災拠点となる庁舎の機能等の充実

- ・ 総合的な防災・災害復旧の拠点となる庁舎の整備 (2021 年度)

部門別計画

岩見沢市地域防災計画 (1966 年度～)

施策プログラム

①災害対策本部訓練の実施

- 災害時に設置する災害対策本部を中心とした危機管理体制により、迅速かつ的確な災害対応を行うことができるよう、災害対策本部訓練の実施と検証を通じて本部機能の強化を図る。
- 地域防災計画や業務継続計画に基づく職員の動員体制の検証を行い、より有効な体制を構築する。
- 避難所運営など、どの職員でも従事することが見込まれる災害対応業務について、定期的に訓練を実施し、必要に応じてマニュアルの見直しを行う。
- 関係機関との連携による義援金等の配分手続きや、罹災証明書、被災者台帳の作成などの事務手続き等の手順の確立と訓練の実施により、災害時における円滑な事務体制を整備するなど、被災者の生活再建に対する支援に向けた取組みを推進する。
- 学校の早期再開など、復旧・復興に向けた避難所等からの移転を迅速かつ円滑に進めるため、応急仮設住宅の建設場所と棟数などの事前想定や、住宅の被害認定調査の迅速化に向けた手続きなどの手順を確立する。

推進事業

防災対策事業 (本部及び避難所運営訓練の実施・検証)

防災関係計画事業 (被災者の生活再建支援)

脆弱性評価

①行政の業務継続体制の整備

- ・「岩見沢市業務継続計画（BCP）」の策定（2016年度）

（脆弱性評価）

- ▶ 業務継続計画に基づいた行動手順の点検や訓練の実施と検証が必要。
- ▶ 業務継続に必要な電力・通信などの防災拠点のライフライン確保が必要。

②ICT 部門における業務継続体制の整備

- ・市役所本庁舎への行政システムの設置と民間データセンターによるバックアップ体制の構築
- ・市役所本庁舎のサーバー室には免震設備を設置し、非常用発電設備により電源を確保
- ・市役所本庁舎、市立病院など主要施設における自営光ファイバルートの冗長化

（脆弱性評価）

- 市役所本庁舎やデータセンターへの機器の設置状況を踏まえ、ICT 部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」策定が必要。
- 市役所本庁舎並びにデータセンターとの間の中継地点における電源の確保が必要。
- 通信インフラの適正管理と災害時の行政情報保全に関する取組みが必要。

施策プログラム

①行政の業務継続体制の整備

- 災害時においても行政機能の低下を最小限にとどめ、災害対応や早期に再開する必要がある業務の処理体制を確保するため、業務継続計画に基づいた行動手順の点検や訓練の定期的な実施・検証による計画の見直しなど、災害対応力の維持・向上を図る。
- 総合的な防災・災害復旧の拠点となる市役所本庁舎における業務継続体制確保のため、電気や水など、ライフラインのバックアップ機能の向上を図る。
- 火葬場や夜間急病センターなど、災害時においても早期に業務を再開する必要がある施設における業務継続体制を確保する。

推進事業	防災対策事業（BCPに基づいた訓練の実施・検証による見直し）
------	--------------------------------

②ICT 部門における業務継続体制の整備

- 基幹システム等のガバメントクラウド移行を踏まえ、ICT 部門の「業務継続計画（ICT-BCP）」を策定し、災害時における業務継続体制を確保する。
- 市庁舎とデータセンター間の中継地点の電源対策により、通信環境を確保する。
（市庁舎への行政システムの設置と民間耐震データセンターによるバックアップ体制の確保）

推進事業	行政情報化推進事業（ICT-BCPの策定） 高度情報通信基盤整備事業（耐震データセンターの活用）
------	---

脆弱性評価

①広域応援・受援体制の整備

- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
 - 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定
 - 南空知災害時相互応援に関する協定
 - 北海道広域消防相互応援協定
- ・ 緊急消防援助隊の登録：8 隊 32 名（2025 年 3 月現在）
 - 消火小隊 4 隊 20 名
 - 救助小隊 1 隊 5 名
 - 救急小隊 1 隊 3 名
 - 後方支援小隊 1 隊 2 名
 - 特殊装備小隊 1 隊 2 名

（脆弱性評価）

▶ 協定に基づく広域応援の効果的な運用を行うための受援体制の整備が必要。

施策プログラム

①広域応援・受援体制の整備

- 災害時における広域的な支援体制の強化に向け、受援計画を策定することにより、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備する。
- 緊急消防援助隊登録車両の計画的な整備・更新を図る。

推進事業	防災関係計画事業（受援体制の整備） 消防事務事業（受援計画の策定） 消防事務事業（援助隊登録車両の更新）
------	--

脆弱性評価

①地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

・「北海道バックアップ拠点構想」

道央地域の拠点形成のあり方：道内のバックアップ拠点の中核としての役割
 利便性の高い交通・物流拠点と高度な都市機能
 幅広いバックアップ機能の受け皿として活用可能な大規模工業団地の存在

(脆弱性評価)

▶ 道内のバックアップ拠点の中核を担う「道央圏」の都市としての役割を果たすため、工業団地を活用した工場・データセンターの立地促進や、農産物の安定的な生産・供給体制の強化が必要。

部門別計画	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画（2024年度～2028年度）
-------	---

施策プログラム

①地域の特性を活かしたバックアップ機能の発揮

- 首都圏等との同時被災リスクの少ない地域特性や優位性を活かし、「北海道バックアップ拠点構想」における道内のバックアップ拠点の中核としての役割を踏まえた市内工業団地への企業誘致やデータセンターの活用を推進する。
- 稲作を中心とした道内有数の食料供給地域として、今後も農産物の生産性の向上や高付加価値化、販路の拡大などの取組みを推進する。

推進事業	高度情報通信基盤整備事業（情報通信基盤の強化） テレワークセンター管理事業（テレワークの推進） 新産業関連施設管理事業（新産業のインキュベーション及び首都圏等と同時被災リスクの少ないデータセンター） 企業立地推進事業（地域特性や優位性を活かした企業誘致） 特別会計 企業用地造成費（工業団地の活用）
------	---

※農業関連事業は「経済活動の機能維持」のカテゴリーの推進プログラムに掲載

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
工業団地の企業数	132	- ↑

[4] 経済活動の機能維持

▶ 4-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺による企業活動等の停滞

[4-1-1] リスク分散を重視した企業立地の推進

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- ・首都圏との同時被災リスクが少ないデータセンターの活用
- ・インキュベーション施設を利用した本社機能・生産拠点移転の推進
- ・「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画の認定（2024年3月）

（脆弱性評価）

- ▶ 首都圏との同時被災リスクの低さ、冷涼な気候や札幌圏・新千歳空港へのアクセスなどの地域性を強みとした企業誘致活動が必要。

部門別計画

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画（2024年度～2028年度）

施策プログラム

① リスク分散を重視した企業立地等の推進

- 災害に備えた経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化のため、本市における自然災害リスクの低さや高度情報基盤などの特性を活かした新産業の創出や企業誘致を推進する。

推進事業

企業立地推進事業（企業誘致の取組み）

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
地域経済牽引事業の新規事業件数	0件	5件 ↑

[4-1-2] 企業の業務継続体制の強化

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①企業の業務継続体制の強化

- ・事業継続力強化支援計画の策定（いわみざわ商工会 2021 年度）
- ・介護施設の事業継続計画策定の義務化（2024 年）

（脆弱性評価）

- ▶ 企業・事業者による事業継続計画（BCP）の策定と、計画に基づいた事業継続体制の確保が必要。

施策プログラム

①企業の業務継続体制の強化

- 関係機関と連携しながら事業継続計画の普及啓発と策定に対する必要な支援を行い、企業・事業所の事業継続体制強化を促進する。

推進事業	商工経営近代化促進事業（中小企業に対する経営支援）
------	---------------------------

[4-1-3] 被災企業等への金融支援

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①被災企業等への金融支援

- ・被災した中小企業に対する金融支援制度
北海道：北海道中小企業総合振興資金（経営環境変化対応貸付、防災・減災貸付）
市：岩見沢市中小企業融資制度 まちづくり特別資金（災害対策資金）

（脆弱性評価）

- ▶ 被災した企業が必要な支援を円滑に活用できるよう、支援制度の広い周知と相談体制の確保が必要。

施策プログラム

①被災企業等への金融支援

- 災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた企業の早期復旧と経営の安定化を図るため、関係機関との連携による金融支援のセーフティネットの確保に向けた取組みを推進する。

推進事業	商工金融円滑化事業（中小企業に対する金融支援）
------	-------------------------

[4] 経済活動の機能維持

▶ 4-2 物流・人流機能の大幅な低下

[4-2-1] 流通拠点の機能強化

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①流通拠点の機能強化（市場機能の維持）

・ 公設道央地方卸売市場

生鮮食料品を市民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラ機能

・ 札幌市と旭川市を結ぶ道央圏における重要な物流拠点としての地理的優位性を活かした企業誘致の展開

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時においても重要な物流拠点となるための、機能性の確保が必要。
- ▶ 災害時においても円滑に物資を輸送するための体制の確保が必要。

部門別計画

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく基本計画（2024年度～2028年度）

施策プログラム

①流通拠点の機能強化（市場機能の維持）

- 災害時における物流拠点としての機能を維持するため、公設道央地方卸売市場の平時における健全経営と適正な規模での施設再編の検討を進める。
- 地理的優位性を活かした企業誘致を更に推進し、物流拠点としての機能強化を図る。
- 広域的な物流を支える鉄道の維持により、災害時における円滑な物資輸送体制を確保する。

推進事業

生活交通確保対策事業（鉄道による輸送体制の確保）
企業立地推進事業（企業誘致の取組み）
特別会計 公設卸売市場費（流通拠点の災害対策の推進）

[4] 経済活動の機能維持

▶ 4-3 食糧の安定供給の停滞

[4-3-1] 食料生産基盤の整備

国基本方針
V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①農業の担い手の育成・確保

- ・岩見沢市農業振興ビジョンの策定（2022年度）
- ・短期農業体験研修や充実した就農支援制度など新規就農者の育成、確保に関する取組み
- ・農業経営の法人化や担い手への利用集積の推進に関する取組み

（脆弱性評価）

- ▶ 地域農業の衰退や遊休農地の発生を招かないよう、多様な担い手の育成・確保が必要。

②農業生産基盤の整備

- ・国や北海道の事業を活用しながら、農業生産基盤の整備を実施
実施地区：国3地区、北海道13地区（2025年度）
- ・多面的機能支払交付金を活用した農地や農業用施設の維持管理の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 農業生産基盤を維持するため、土地改良施設の老朽化対策が必要。
- ▶ 農業の経営効率化に向けた農地の大区画化などの農業生産基盤の整備が必要。
- ▶ 担い手の減少や高齢化により、農地や農業用施設の維持管理が困難となる懸念。

③スマート農業の推進

- ・農業気象サービスの運用 登録件数：174件（2025年3月現在）
- ・高精度位置情報システム（RTK-GNSS）による土地利用型農業に対応したスマート農機の自動操舵技術の普及促進

（脆弱性評価）

- ▶ 担い手の減少や高齢化を踏まえ、作業負担の軽減と収益率向上に向けたICTの利活用をこれまで以上に進める必要がある。

部門別計画	岩見沢市農業振興ビジョン（2022年度～2026年度）
-------	-----------------------------

施策プログラム

①農業の担い手の育成・確保

- 農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農外からの新規参入者、認定農業者や農地所有適格法人など、多様な担い手の育成と確保を図る。

推進事業	農業委員会活動事業（農地等の利用調整、農地保有の合理化） 新規就農・農業後継者育成支援事業（新規就農者に対する支援） 担い手・農業法人等育成支援事業（担い手の育成、法人化に対する支援）
------	--

②農業生産基盤の整備

- 土地改良施設の計画的な更新や、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下かんがい施設の普及促進などによる農業生産基盤の整備を推進する。
- 組織の統合による一体的な農地・農業用施設の維持管理に努める。

推進事業	農業競争力基盤強化特別対策事業（基盤整備に対する農家負担の軽減等） 土地基盤整備事業（農業生産基盤の整備） 多面的機能支払・環境保全向上対策事業（農地や農業用施設の保全）
------	---

③スマート農業の推進

- ICT の利活用による農作業の効率化・省力化、収益率の向上、農業技術の継承等を目指したスマート農業の取組みを推進する。
- ICT 環境の整備による農業分野でのさらなる ICT 利活用サービスの展開を推進する。

推進事業	農業 DX 推進事業（スマート農業の推進） 高度情報通信基盤整備事業（ICT 基盤の整備）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
新規就農者	17 人/年	20 人/年 ↑
地下かんがいシステムの設置面積	5,239ha	6,154ha ↑
多面的機能支払交付金における市内農用地カバー率	88%	88% →

脆弱性評価

①地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- ・ 関係機関・団体との協力による安定生産及び品質向上と付加価値向上、販路拡大の取組

(脆弱性評価)

- ▶ 災害時において食料の供給を安定的に行うため、平時においても農産物の付加価値向上と販路の拡大を図ることで、一定の生産量を確保することが必要。

部門別計画	岩見沢市農業振興ビジョン（2022年度～2026年度）
-------	-----------------------------

施策プログラム

①地場農産物の付加価値向上と販路拡大

- 農業を軸とした「農」「食」「健康」の連動を図るなど、本市のもつ地域資源や特性を活かした新事業の創出や高付加価値化に向けた戦略的な取組みを推進する。
- 空知型輪作の普及促進、土壌物理性の改善などによる生産性や品質の向上と地場農産物の販路拡大の取組みを推進する。

推進事業	地産地消等所得向上対策事業（農産物の付加価値向上） 産地づくり推進事業（農業機械導入支援、経営所得安定対策など） 農業 DX 推進事業（農作業の効率化・省力化・最適化） 地域産業協働促進事業（付加価値向上、販路拡大、農・食・健康の連動）
------	---

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
水稲の10a 当たり収量	584 kg	- ↑

脆弱性評価

①農産物の産地備蓄の推進

- ・北海道食料備蓄基地構想（北海道）

（脆弱性評価）

- ▶ 北海道が担うバックアップ機能である「食料の安定供給」に向け、関係機関による協力体制が必要。

施策プログラム

①農産物の産地備蓄の推進

- 稲作を中心とした道内有数の食料供給地域として、災害時における食料の安定供給に向けた関係機関との連携による協力体制を整備する。

脆弱性評価

①生鮮食料品の流通体制の確保

- ・道内卸売市場による災害時相互応援協定の締結

協定参加市場数：30 市場、43 団体（2025 年 7 月現在）

被災市場が生鮮食料品を住民に十分供給できない場合の非被災市場による救援協力

（道内の公設卸売市場はすべて参加）

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時における生鮮食料品の流通体制の確保が必要。

施策プログラム

①生鮮食料品の流通体制の確保

- 災害時に生鮮食料品の供給が停滞することのないよう、卸売市場及び業者間の相互応援体制の継続や関係機関等との情報共有を推進する。

推進事業	特別会計 公設卸売市場費（生鮮食料品の流通体制）
------	--------------------------

[4] 経済活動の機能維持

▶ 4-4 農地・森林等の被害による土地の荒廃、多面的機能の低下

[4-4-1] 森林の整備・保全

国基本方針

I. 防災インフラの整備・管理

脆弱性評価

①森林の整備・保全

- ・ 計画的な森林整備や天然木と造林木を一緒に育成する針広混交林化の推進による健全な森づくりの推進（国）
- ・ 道有林における風倒被害地の保安林機能回復のための改植などの森林整備、豪雨時の緊急パトロールや応急措置等による安全の確保（北海道）
- ・ 林業の担い手の確保や育成に関する取組み
空知地域林業担い手確保推進協議会への参画による就業セミナー等の開催
- ・ 造林、間伐等の森林整備
「豊かな森づくり推進事業」を活用した民有林の造林事業の推進
市有林の計画的な整備・保全
森林経営計画面積の割合：67.3%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 森林が持つ多様な機能を発揮させるためには、森林の適切な整備と保全が必要。

部門別計画	岩見沢市森林整備計画（2018年度～2027年度）
-------	---------------------------

施策プログラム

①森林の整備・保全

- 災害時における土砂の流出や表層崩壊等を防止するため、林業の担い手の確保や育成に取り組むとともに、森林が持つ水源のかん養、防災・減災、地球温暖化の防止などの多様な機能を発揮させるため、造林や間伐などの効果的な森林の整備・保全を推進する。

推進事業	市有林管理事業（市有林の間伐・皆伐による整備等） 林業振興事業（豊かな森づくり推進事業による民有林の整備等）
------	---

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
森林経営計画面積の割合	67.3%	69.0% ↑

脆弱性評価

①農地・農業水利施設等の保全管理

- ・ 北海幹線用水路の改修（国）
 - 北海地区：実施中（2010 年度～2027 年度※予定）
- ・ 北海幹線用水路など、農業水利施設等の維持管理（北海土地改良区）
 - 北海幹線用水路：全長約 80km
 - （赤平市、砂川市、奈井江町、美唄市、三笠市、岩見沢市、南幌町）
 - 集中水管理システムによる 24 時間リアルタイム監視での配水管理
 - タブレット、スマートフォン等で監視可能なクラウド型通信システムの導入
 - 「非常時管理体制」の策定（事業所別・施設別）による連絡・巡視等の実施
 - かんがい通水の前後に実施する施設点検による安全確認などの適正な維持管理
- ・ 排水機場、揚水機場及び農業用排水路等の適正な維持管理
 - 受益者の漏水被害の最小化
 - 施設機能の経年劣化など、老朽化の進行
- ・ 排水機場の水位監視の省力化や監視機能の強化に向けた ICT の活用
 - クラウド型監視装置設置箇所数：22 箇所（2025 年 3 月現在）
- ・ ダム、ため池の耐震対策等の検討
 - 耐震診断の検討：ダム 2 箇所、ため池 2 箇所

（脆弱性評価）

- ▶ 農業水利施設の機能発揮には、施設の適正管理が必要。
- ▶ 農業用排水施設の機能発揮には、施設の適正管理と計画的な整備・更新が必要。
- ▶ 効率的・効果的な排水機場の運用には、水位監視の省力化や監視機能の強化が必要。

部門別計画

岩見沢市農業振興ビジョン（2022 年度～2026 年度）

施策プログラム

①農地・農業水利施設等の保全管理

- 農業水利施設が持つ洪水防止機能、防火用水機能、消流雪用水機能などの多面的機能を発揮させるため、関係機関との連携により適正な管理を推進する。
- 災害時における農地の被害を低減し、農業生産体制を維持するため、農業用排水施設の適正な管理と計画的な整備・更新を図る。
- 地盤の沈降や排水設備の老朽化等により排水機能が低下している南利根別排水機場について、必要な排水能力を確保するための機能向上の取組みを推進する。
- 排水機場の水位監視における省力化・監視機能の強化に向けて、ICT を活用した「クラウド型監視装置」による監視を行う。

推進事業	用排水施設維持管理事業 基幹水利施設管理事業（排水機場等の適正管理） 用排水施設維持管理事業（排水路等の維持管理） 国営施設応急対策事業（お茶の水地区：排水機場の耐震化等） 水利施設管理強化事業（農業水利施設の保全）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
クラウド型監視装置設置箇所数	22 箇所	22 箇所 →

【5】 情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保

▶ 5-1 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【5-1-1】 関係機関の情報共有化

国基本方針

Ⅲ. デジタル等新技術の活用

脆弱性評価

①災害時における情報連絡体制の確保

- ・ 防災行政無線（移動系）の整備

通信機器の保有状況（2025年11月現在）

機器名	数量
防災行政無線（移動系）	73台

（脆弱性評価）

- ▶ 防災行政無線等の適正な管理が必要。
- ▶ 災害時における情報収集、伝達に関する関係機関等との連携が必要。

②防災情報共有システムの運用

- ・ 防災情報共有システムの導入

全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

北海道総合行政情報ネットワーク、北海道防災情報共有システム

新総合防災情報システム（SOBO-WEB）

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時における防災情報共有システムの適切な活用が必要。

③防災分野におけるICTの活用

- ・ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートの二重化

（脆弱性評価）

- ▶ 情報共有の迅速化・効率化が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①災害時における情報連絡体制の確保

- 災害時における情報連絡体制を確保するため、防災行政無線の計画的な更新や定期的な動作確認など、適正な管理を推進する。
- 迅速かつ的確な情報収集、伝達のため、災害現場で必要となる無人航空機（ドローン）などの資機材や災害対策本部と避難所、関係機関等を結ぶ情報共有プラットフォームを整備する。

推進事業	防災対策事業（情報の収集、伝達体制の整備） 消防資機材整備事業（情報収集手段の強化）
------	---

②防災情報共有システムの運用

- 国や道からの情報収集と市民への必要な情報の発信を行う防災情報共有システムを活用した訓練や適切な動作・手順の確認などの管理運用を行う。

推進事業	防災対策事業（防災情報の共有）
------	-----------------

③防災分野における ICT の活用

- 災害対策本部や関係機関における情報共有プラットフォームを活用した、ライフライン等の被害状況の把握や情報共有の迅速化・効率化による的確な災害対応と早期復旧に向け、訓練や手順のマニュアル化、機器の定期的な更新など必要な整備を行う。

推進事業	防災対策事業（災害対策本部訓練の実施、防災情報の共有）
------	-----------------------------

脆弱性評価

①地域コミュニティの活性化

- ・町会・自治会加入率：81%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 町会・自治会加入率は減少傾向にあるが、災害時における共助の担い手として地域コミュニティの維持が必要。

②住民等への情報伝達体制の強化

- ・各種情報伝達手段の活用

緊急告知 FM ラジオ、市ホームページ、SNS（フェイスブック、エックス、ライン）、岩見沢市メールサービス、緊急速報メール（エリアメール）、Yahoo!防災、FM はまなす(ラジオ放送)、IHK 岩見沢放声協会(街頭有線放送)、広報車による情報伝達、デジタルサイネージ、外国人住民向け生活ガイドブック「Living Guide」への防災情報の掲載など

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時における効果的な情報伝達と停電時における情報伝達手段の確保が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①地域コミュニティの活性化

- 災害時は、「自助」や行政による「公助」とともに、地域コミュニティにおける住民間の「共助」の取組みが不可欠なことから、町会等の加入促進に向けた取組みを推進する。

推進事業	町会活動促進事業（地域コミュニティの活性化）
------	------------------------

②住民等への情報伝達体制の強化

- 避難情報などの必要な情報を住民が入手することができるよう、停電時も考慮した情報伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 安全な避難行動をとれるよう、障がい者や高齢者、旅行者などに配慮した、わかりやすくタイムリーで効果的な情報発信を行う。
- コミュニティ FM 放送を活用した緊急告知 FM ラジオ・システムの運用を行う。

推進事業	防災対策事業/緊急告知 FM 放送整備事業（防災情報の伝達体制の強化） 防災関係計画事業（情報伝達体制の整備） 広報活動推進事業（平時における情報発信の多様化）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
町会・自治会加入率	81%	81% →

脆弱性評価

①通信施設等の防災対策

- ・市役所、市立病院など主要施設における自営光ファイバルートの冗長化・全国瞬時警報システム（J-ALERT）の有線・無線によるルートの冗長化
- ・耐震データセンターへのネットワーク関連機器の移設
- ・インターネット接続の通信経路における中継ポイント削減

（脆弱性評価）

▶ 通信インフラの適正な管理と災害時における行政情報の保全に関する取組みが必要。

施策プログラム

①通信施設等の防災対策

■通信インフラの計画的な更新や冗長化により通信環境を確保するとともに、耐震データセンターによるバックアップ体制の整備など、行政情報の保全に関する取組みを推進する。

推進事業	行政情報化推進事業（業務システムとの通信環境の確保） 高度情報通信基盤整備事業（通信環境の確保）
------	---

脆弱性評価

①外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

- ・無料公衆無線 LAN の整備
市内 28 施設（岩見沢駅、色彩館・バラ園、中心市街地等）

（脆弱性評価）

▶ 観光客に対する避難誘導や多言語での情報発信などの対応が必要。

施策プログラム

①外国人を含む観光客に対する情報伝達体制の強化

■観光施設等における避難誘導サインの設置や無料公衆無線 LAN の整備、情報発信の多言語対応など、観光客に対する災害情報の伝達体制を強化する。

推進事業	防災関係計画事業（災害情報の多言語化） 観光物産振興事業（観光客向けの通信環境の整備）
------	--

脆弱性評価

①避難行動要支援者対策

- ・「避難行動要支援者の避難支援全体計画」の改訂（毎年度）

（脆弱性評価）

- ▶ 地域との連携による支援体制の構築と対象者情報の適正管理・活用が必要。

部門別計画

岩見沢市地域福祉計画（2024年度～2033年度）

岩見沢市避難行動要支援者の避難支援全体計画（2014年度～）

施策プログラム

①避難行動要支援者対策

- 地域防災計画に基づき、避難支援等関係者への要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成を推進するとともに、災害時において迅速かつ円滑な支援をするため、地域との連携による支援体制を整備する。

推進事業

防災関係計画事業（地域との連携による支援体制の整備）

脆弱性評価

①地域防災活動の推進

- ・ 自主防災組織の状況（2025年3月現在）
組織数：13組織（66町会） 組織率：69.1%

（脆弱性評価）

- ▶ 自主防災組織の組織化に加え、地域住民に対して「自助・共助」の重要性の更なる意識啓発が必要。
- ▶ 地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画が必要。

②消防団の活動体制の強化

- ・ 消防団員：386人 充足率：78.7%（2025年3月現在）

（脆弱性評価）

- ▶ 地域の防災体制強化のため、消防団員の確保と実践的な訓練が必要。

③防災教育の推進

- ・関係機関に対する通学路の危険箇所の情報提供や保護者、児童生徒に対する注意喚起、危険箇所の点検や防災に関する授業の実施
- ・学校における定期的な避難訓練の実施：年2回以上

(脆弱性評価)

- ▶ 学校関係者や児童生徒の防災行動の実践力を高めるために、避難訓練や防災に関する授業の継続性と実効性を高める必要がある。

施策プログラム

①地域防災活動の推進

- 地域の自主防災組織の設立や地域における防災の専門家、防災リーダーの育成などへの支援により、地域における自主的な防災活動と、地域住民の防災に対する意識啓発を推進する。
- 地域ごとの実情を踏まえた実効性のある行動計画として、住民の自主的な防災活動の指針となる「地区防災計画」の策定を推進する。

推進事業	防災対策事業（地域における防災活動への支援） 防災関係計画事業（地区防災計画の普及啓発）
------	---

②消防団の活動体制の強化

- 消防団への加入促進と実践的訓練に取り組むとともに、装備品の計画的な整備を推進する。

推進事業	消防団事業（消防団員の確保）
------	----------------

③防災教育の推進

- 通学路の危険箇所の注意喚起による事故等の未然防止や、平時からの備え、避難行動に関する意識啓発など、実効性の高い防災教育の取組みを推進する。

推進事業	防災対策事業（防災教育の推進） 小学校管理事業（防災教育の推進） 中学校管理事業（防災教育の推進） 教育指導振興事業（防災教育の推進） コミュニティスクール促進事業（防災教育の推進）
------	---

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
自主防災組織率	69.1%	70% ↑
消防団員充足率	78.7%	86% ↑

[5] 情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保

▶ 5-2 電力基盤等の整備

[5-2-1] 再生可能エネルギーの導入拡大

国基本方針
Ⅱ. ライフラインの強靱化

脆弱性評価

①再生可能エネルギーの導入拡大

- ・ 太陽光発電システムの導入に対する支援と再生可能エネルギーの利用促進の啓発

太陽光発電設備等導入補助件数：22 件（2024 年度）

- ・ 公共施設等における再生可能エネルギーの導入

再生可能エネルギーの導入状況（2025 年 3 月現在）

区分	発電量	備考
太陽光発電	81 kW	小中学校 7 校、市庁舎
廃棄物発電	1, 200 kW	いわみざわ環境クリーンプラザ

（脆弱性評価）

- ▶ 既存のエネルギー生産基盤のバックアップとなる再生可能エネルギーについて、公共施設等への導入拡大と住民に対する適切な意識啓発が必要。

部門別計画 | 岩見沢市地球温暖化防止実行計画（2023 年度～2030 年度）

施策プログラム

①再生可能エネルギーの導入拡大

- 公共施設等への再生可能エネルギーの導入の更なる拡大と、家庭での太陽光発電設備等の導入に対する支援や再生可能エネルギーの利用に対する意識啓発を行う。

推進事業 | 脱炭素・環境対策事業（太陽光発電設備の導入に対する支援等）

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
太陽光発電設備等導入補助件数	22 件	32 件 ↑

脆弱性評価

①電力基盤等の整備

- ・新北本連携設備（既設北本連携 90 万 KW を 120 万 KW に強化）の整備（民間）
- ・液化天然ガス（LNG）を燃料とした石狩湾新港発電所の整備（民間）
- ・送電線の保守による停電事故の未然防止と迅速な復旧（民間）
- ・泊発電所（原子力発電）3号機の再稼働（民間）

（脆弱性評価）

- ▶ 北海道胆振東部地震におけるブラックアウト発生の教訓を踏まえ、国及び民間電力会社の電力基盤のトラブルに備えた電源の多様化・分散化と各施設・家庭での電源対策が必要。

②停電時におけるバックアップ体制の構築

- ・防災拠点における非常用電源設備（2025年6月現在）
 - ▶ 市役所本庁舎：発電容量 450kVA 発電出力 390kW 連続運転 168 時間（7 日間）
 - ▶ 北村支所：発電容量 80kVA 発電出力 64kW 連続運転 46 時間
 - ▶ 栗沢支所：発電容量 47.5kVA 発電出力 38kW 連続運転 72 時間
 - ▶ コミュニティプラザ：発電容量 80kVA 発電出力 64kW 連続運転 6 時間
 - ▶ であえーる岩見沢：発電容量 350kVA 発電出力 280kW 連続運転 3 時間
- ・指定避難所における非常用電源設備（2025年7月現在）
 - 自家発電設備：13 施設
 - ポータブル発電機配備：16 施設
 - ポータブル発電機貸与：13 施設 計 42 施設
- ・障がい者等の災害対策支援事業助成金制度の創設
- ・市民アンケート「停電への備えをしている家庭の割合」：63.2%（2024年12月現在）
（暖房器具 54.5%、携帯端末の充電器具 40.4%、調理器具 70.9%、電灯器具 86.9%の平均）

（脆弱性評価）

- ▶ 庁舎や指定避難所など、防災拠点が被災した場合を想定した電源対策施設の多重化が必要。
- ▶ 停電時の情報入手手段の確保や、生活に必要な器具の電源対策を、住民自らが備えることについての意識啓発が必要。

③省エネ・ピークカットの推進

- ・岩見沢市地球温暖化防止実行計画の策定（2023年度）
- ・公共施設等における省エネルギー化の推進、「デコ活宣言（2024年6月）」

（脆弱性評価）

- ▶ 安定的な電力供給のために電気事業者の供給負荷を低減させる取組みが必要。

部門別計画

岩見沢市地球温暖化防止実行計画（2023年度～2030年度）
岩見沢市障がい者福祉計画（第3期）（2021年度～2026年度）

施策プログラム

①電力基盤等の整備

- 電気事業者による電力基盤等の整備と適正な運用により、電力の安定供給を図る。(民間)
- 災害時も含めた電力の安定供給を確保するため、公共施設における電気設備の耐災害性の向上に努めるとともに、電源の多様化、分散化を推進する。

推進事業	公共施設マネジメント推進事業（公共施設の耐災害性の向上）
------	------------------------------

②停電時におけるバックアップ体制の構築

- 災害時における迅速かつ円滑な防災体制を整備するため、市庁舎や指定避難所などの防災拠点における非常用電源設備等の導入を推進する。
- 地域における自主的な防災活動を支援するとともに、指定避難所の機能を補完する町会会館等の電源対策として、発電機等の配備を推進する。
- 各家庭における平時からの備えに対する意識啓発により、「自助」の取組みを促進する。
- 災害時における市民の情報入手手段を確保するため、携帯端末等の充電サービスを実施する。
- 災害時の機動力の確保と電源対策のため、公用自動車への電気自動車等の導入を検討する。
- 人工呼吸器などの医療機器を使用する障がい者等に対する災害時の電源対策として、非常用電源装置の購入に対する支援を行う。

推進事業	防災対策事業（避難所及び町会会館等の電源対策、平時の備えの意識啓発） 防災関係計画事業（民間企業と連携した電源対策） 財産管理事業（電気自動車等の導入の検討） 障がい者等の災害対策支援事業（障がい者に対する電源対策）
------	---

③省エネ・ピークカットの推進

- 省エネやピークカットの取組みを推進するため、公共施設での適切な節電や住民に対する意識啓発を行う。

推進事業	町会等管理街路灯維持支援事業（町会等管理街路灯の省エネルギーの推進） 脱炭素・環境対策事業（公共施設の省エネ対策、省エネ等の意識啓発） 道路新設改良事業（街路灯における LED 照明の設置）
------	---

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
停電への備えをしている家庭の割合（市民アンケート）	63.2%	75% ↑
事務事業における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）	50,804t [※]	25,402t ↓
市全域における温室効果ガス排出量（CO ₂ 換算）	920,040t [※]	493,630t ↓
街路灯における LED 照明設置基数	1,675 基	2,100 基 ↑

※現状値 H25

脆弱性評価

①多様なエネルギー資源の活用

- ・ 太陽光発電の取組み（小中学校、市庁舎） 発電量 81 KW
- ・ 廃棄物発電の取組み（いわみざわ環境クリーンプラザ） 発電量 1,200 KW

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時において電力や熱の供給を維持するため、エネルギー構成の多様化が必要。

部門別計画	岩見沢市地球温暖化防止実行計画（2023年度～2030年度）
-------	--------------------------------

施策プログラム

①多様なエネルギー資源の活用

- 太陽光等の再生可能エネルギーや地中熱、廃棄物発電など、エネルギー構成の多様化の推進と、災害を想定した蓄電設備の導入によるバックアップ体制の整備を検討する。

推進事業	脱炭素・環境対策事業（多様なエネルギー資源の活用） ごみ処理対策事業（廃棄物発電の取組み）
------	--

脆弱性評価

①石油燃料等供給の確保

- ・「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」の締結
緊急車両への優先給油、重要施設（避難所、医療機関等）への石油類の優先提供
- ・「災害時安定供給に関する相互補完協定」の締結（民間）
- ・国による「住民拠点 SS」の指定数：19 箇所（2025 年 2 月現在）
住民拠点 SS：自家発電機を備えた災害時における地域住民の燃料供給拠点
- ・都市ガス供給設備等における防災の取組み（民間）
LNG 基地の耐震設計、非常用発電設備の設置、移動式ガス発生設備の導入など

（脆弱性評価）

- ▶ 緊急車両への給油や、避難所・医療機関での燃料確保に向けて、北海道や協定先との連絡体制の確認と、訓練による実効性の確保が必要。
- ▶ 災害時の住民生活のために、安定して燃料を供給できる住民拠点 SS の確保が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966 年度～）
-------	----------------------

施策プログラム

①石油燃料等供給の確保

- 災害時の応急活動と住民生活のため、石油類の安定確保・供給に向けた北海道や協定先との連絡体制の確認と、訓練による実効性の確保を推進する。
- 災害時の燃料給油拠点の確保に向けて、国や北海道、民間事業者との連携により、拠点への発電機導入を促進する。
- 都市ガス供給設備等における防災対策を推進する。（民間）

推進事業	防災対策事業（住民拠点 SS の指定の促進）
------	------------------------

[5] 情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保

▶ 5-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

[5-3-1] 水道施設等の防災対策

国基本方針
Ⅱ. ライフラインの強靱化

脆弱性評価

①水道事業の危機管理体制の整備

- ・ 水道施設災害対応マニュアルの整備（2016 年度）
- ・ 水道事業アセットマネジメントの実施（2016 年度）
- ・ 緊急遮断弁の設置（第 1 配水池、第 2 配水池、由良配水池、最上配水池）
- ・ 加圧式給水タンク車の導入（2017 年度）

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

- ・ 送・配水管整備 10 力年計画の策定（2010 年度）と同計画に基づく事業の実施
資材費・労務費の高騰により、目標計画値の進捗率は約 70%の見込み
- ・ 北村連絡管整備事業の実施（北村配水池の廃止）
上幌向連絡管（2017 年度完了）、岡山連絡管（2021 年度完了）
- ・ 桂沢浄水場更新事業による老朽化対策の推進（2020 年度完了）

[水道施設等の防災対策の状況（2025 年 3 月現在）]

区分	現状値
基幹管路の耐震適合率	42.6%
送・配水管耐震化率	15.9%
配水池耐震化率	96.7%

（脆弱性評価）

- ▶ 災害対応マニュアルの実効性を確保するため、訓練による検証が必要。
- ▶ 災害時における応急給水・応急復旧体制の構築が必要。
- ▶ 災害時においても水道機能を維持するため、施設の安全性の確保が必要。

部門別計画

岩見沢市地域水道ビジョン（2021 年度～2030 年度）
送・配水管整備計画（2021 年度～2030 年度）
上下水道耐震化計画（2025 年度～2029 年度）
鋳鉄管更新計画（2026 年度～2035 年度）

施策プログラム

①水道事業の危機管理体制の整備

- 災害時における迅速かつ的確な対応を行うため、マニュアルの整備と訓練の実施による危機管理体制の強化を図る。
- 災害時等において飲料水や生活用水を確保するため、配水池への緊急遮断弁の設置や応急給水・応急復旧体制を整備するとともに、広域での受援体制の構築を図る。

②水道施設等の耐震化、老朽化対策

- 災害時においても安定的な給水を確保するため、配水池などの水道施設の耐震化を図るとともに、管路についても、送水管の多重化や基幹管路の耐震化を推進する。
- 計画的な施設改修や管路の更新により、老朽化対策を推進する。
- 強靱で持続可能な水道施設の構築のため、鑄鉄管を耐震管へ計画的に更新し、水道水の安定供給を図る。

推進事業	送水管・配水管整備事業（送水管・配水管の更新） 鑄鉄管更新事業（耐震管への更新） 施設耐震化事業（避難所等の重要施設への耐震化）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
基幹管路の耐震適合率	42.6%	45.0% ↑
送・配水管耐震化率	15.9%	16.0% ↑
配水池耐震化率	96.7%	100.0% ↑

脆弱性評価

①下水道事業の危機管理体制の整備

- ・下水道事業業務継続計画（下水道 BCP）の策定（2017 年度）

②下水道施設の耐震化、老朽化対策

- ・「岩見沢市下水道ストックマネジメント計画」の策定（2023 年度）
- ・岩見沢市下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水道施設全体（処理場・ポンプ場・管路）の改築及び維持管理
- ・汚水処理施設共同整備事業（MICS 事業）の実施（し尿と下水の共同処理）

〔 下水道施設等の防災対策の状況（2025 年 3 月現在） 〕

区分	現状値
下水道重要管路の点検調査率	14.0%
雨水排水整備率	31.4%

③合併処理浄化槽の設置促進

- ・一般廃棄物処理基本計画（生活排水処理基本計画）の策定（2016 年度）
- ・合併処理浄化槽の設置に対する支援の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 業務継続計画の実効性を確保するため、訓練による検証が必要。
- ▶ 災害時においても下水道機能を維持できるよう、施設の安全性の確保が必要。
- ▶ 冠水による道路交通の麻痺を防ぐため、安定した排水機能の確保が必要。
- ▶ 災害時における生活排水の公共用水域への流出防止が必要。

部門別計画

岩見沢市上下水道耐震化計画（2025 年度～2029 年度）
岩見沢市下水道ストックマネジメント計画（2024 年度～2028 年度）

施策プログラム

①下水道事業の危機管理体制の整備

- 災害により下水道機能が低下した場合においても業務を継続し、被災した下水道機能を早期に復旧させるため、業務継続計画の策定と同計画に基づく訓練等の実施による危機管理体制の強化を図る。

②下水道施設の耐震化、老朽化対策

- 災害による長期にわたる下水道の機能停止を回避するため、下水道施設の耐震化等の防災対策を推進する。特に対策が必要な避難所の重要施設に接続する管路等について実施する。
- 老朽化が進む下水道施設について、更新や長寿命化を計画的に進めるとともに、適正な維持・管理に努める。
- 災害時における道路の交通機能を確保するため、道路の雨水対策と連携した浸水対策を推進する。

- 下水道ストックマネジメント計画に基づき、下水道施設の点検・調査・改築を進めるとともに、損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路について、必要な対策を行い下水道管路の健全性確保に努める。

推進事業	下水道築造事業（改築更新：施設の改築等） 下水道築造事業（浸水対策：雨水幹線などの整備）
------	---

③合併処理浄化槽の設置促進

- 下水道処理区域外において、災害に強い特性を持つ合併処理浄化槽の設置を促進することにより、生活排水の適切な処理を推進する。

推進事業	地域水洗化事業（合併処理浄化槽の設置に対する支援）
------	---------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
下水道重要管路の点検調査率	14.0%	36.5% ↑

[5] 情報通信網や電力等のライフライン並びに交通ネットワークの確保

▶ 5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

[5-4-1] 交通ネットワークの整備

国基本方針

Ⅱ. ライフラインの強靱化

脆弱性評価

①都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- ・岩見沢市都市計画マスタープランにおいて、国道、主要道道のほか、都市内ループ道路、地域間連絡道路を骨格となる道路として位置付け、整備を推進。

岩見沢都市計画道路改良率：90.3%（2025年3月現在）

都市内ループ道路：西20丁目通

地域間連絡道路：南16号通

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時における迅速な物資供給及び救急救助活動のため、幹線道路の計画的な整備推進が必要。

②地域公共交通体系の確保

- ・交通事業者、道路事業者、利用者代表などで構成する地域公共交通活性化協議会における、公共交通体系の確保に向けた協議
- ・「岩見沢市地域公共交通計画」の策定（2021年度）
- ・民間路線バスの運行（4社）
- ・路線バスの運行が適さない農村部におけるデマンド型乗合タクシーの運行

（脆弱性評価）

- ▶ 被災後の市民の移動手段として、地域性を考慮した公共交通の確保が必要。
- ▶ 運行経路が道路陥没や建物倒壊等で被災した場合の、運行継続手段の検討が必要。
- ▶ 災害時においても、民間事業者が安全な運行を継続することができるよう、平時からの災害対策本部との連絡体制の確認に加え、運行に必要な乗務員の確保に向けた取組みが必要。

部門別計画

岩見沢市都市計画マスタープラン

岩見沢市地域公共交通計画

施策プログラム

①都市の骨格を形成する幹線道路の整備

- 岩見沢市都市計画マスタープランに基づき、西20丁目通（4条通～北3条通）の用地・物件補償など、未整備区間の整備に向けた取組みを推進する。

推進事業

街路事業（西20丁目通[4条通～北3条通]の整備）

②地域公共交通体系の確保

- 交通事業者と協調し、利用実態や地域性を踏まえた適正な公共交通を確保する。
- 災害時の交通事業者との連絡体制、被災後の迂回ルートや運行再開の手順について、交通事業者と事前に認識を共有する。
- 被災後も運行が継続できるよう、必要な乗務員の確保に対して支援を行う。

推進事業	防災対策事業（災害に強い運行体制の整備） 生活交通確保対策事業（バス路線の確保、デマンド型乗合タクシーの運行）
------	--

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
岩見沢都市計画道路改良率	90.3%	90.7% ↑
人口1万人当たり市内を運行する定時便数	63.0 便	63.0 便 →

脆弱性評価

①道路施設の防災対策

- ・ 国道の危険箇所の防災点検、計画的な橋梁の耐震補強、長寿命化の取組み（国）
- ・ 道道における道路の冠水対策、橋梁の長寿命化・耐震化対策の取組み（北海道）
- ・ 「岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく着実な整備と適切な維持管理
- ・ 渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流出防止対策

②地下埋設物の管理、空洞化対策

- ・ 舗装路面下の空洞化対策（調査）は未実施
- ・ 道路等の異常発見時における通報に関する協定（日本郵便株）の締結

③街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- ・ 老朽化や生育不良による倒木等の危険がある街路樹の計画的な更新、撤去及び適正な維持管理

（脆弱性評価）

- ▶ 発災時の避難ルート、被災後の人流・物流ルートとしての道路交通を確保するため、橋梁を含む道路施設の老朽化対策など適正な維持・管理が必要。
- ▶ 路面陥没の早期発見と速やかな補修が必要。
- ▶ 倒木により道路を閉塞する可能性のある街路樹の適正な維持・管理が必要。

部門別計画	道路整備 5 箇年計画（2024 年度～2028 年度） 岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画（2022 年度～2032 年度） 岩見沢市幹線市道舗裝修繕計画（2025 年度～2034 年度） 岩見沢市舗装個別施設計画（2019 年度～2029 年度） 岩見沢市個別施設計画（横断歩道橋）（2021 年度～2030 年度） 岩見沢市個別施設計画（大型カルバート）（2021 年度～2030 年度） 岩見沢市道路付属物等個別施設計画（道路照明施設）（2016 年度～2025 年度）
-------	--

施策プログラム

①道路施設の防災対策

- 災害に強い交通網を構築するため、関係機関と連携を図りながら、緊急輸送道路に架かる橋梁の橋脚の補強や落橋の防止対策など、道路施設の計画的な整備を推進する。
- 橋梁の計画的な点検と劣化予測に基づき、損傷の少ないうちに行う予防保全的な修繕を徹底することにより、安全で円滑な交通を確保するとともに、修繕・架替えにかかるコストの縮減を図る。
- 主要道路、横断歩道橋、大型カルバート、道路照明灯の定期的な点検と計画的な老朽化対策を推進する。

推進事業	道路維持事業（道路環境の維持） 道路新設改良事業（道路の新設・更新等）
------	--

②地下埋設物の管理、空洞化対策

- 主要道路については、定期的な路面点検に基づき、計画的かつ効率的な補修を行い、安全で快適な道路環境を確保しながら、舗装の延命化やコストの縮減を図る。
- 道路パトロールの実施や市民などからの情報提供による路面陥没の早期発見と発見後の速やかな補修等の体制を整備する。

推進事業	道路維持事業（道路環境の維持）
------	-----------------

③街路樹の適切な整備、更新と維持管理

- 災害時の倒木による道路の閉塞を防ぐため、街路樹の適切な整備、更新と維持管理を推進する。

推進事業	緑化推進事業（街路樹の適正管理）
------	------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
岩見沢市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁の修繕率 (R7～R12の期間)	0%	100% →

脆弱性評価

①広域的な公共交通の維持

- ・南空知定住自立圏の面的ネットワークを構築する交通手段として、路線バスを地域住民や観光客が利用している。
- ・乗務員不足を背景とした路線バスの減便や路線廃止が見込まれる。
- ・国からの監督命令により経営改善が必要な JR 北海道において、室蘭線は JR 単独で維持することが困難な線区として位置付けられている。
- ・鉄道が持つ大量輸送機能は、生活に必要な交通手段の役割に加え、貨物輸送の広域的な物流ルートとしての役割を持つ。

北海道交通政策総合指針（2018年3月）

室蘭線：道北・道東と本州方面を結ぶバイパスルートとしての役割

（脆弱性評価）

- ▶ 乗務員不足、物価高騰によるバス事業者の経営悪化などを踏まえ、広域交通におけるバス路線の在り方について、沿線自治体との検討が必要。
- ▶ 鉄道においては人流・物流の幹線として重要な役割を果たしており、沿線自治体や国・北海道と連携したうえでの維持・確保が必要。

施策プログラム

①広域的な公共交通の維持

- 広域交通において、利用実態を踏まえたうえでのバスの路線数や便数の適正化について、沿線自治体との協議が必要。
- 広域的に人の移動や物流を支える鉄道について、沿線自治体と協力しながら、住民の生活利用や札幌圏からの誘客の拡大など利用促進に取り組むとともに、将来にわたる輸送体制の維持・確保に向けて JR、国、北海道と連携した取組みを進める。

推進事業	生活交通確保対策事業（公共交通の利用の促進と輸送体制の維持）
------	--------------------------------

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
JR 利用者数（岩見沢駅・人/日）	7,510人※	- →

※現状値 R5

[6] 迅速な復旧・復興等

- ▶ 6-1 事前復興ビジョンの未検討、災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

[6-1-1] 事前復興ビジョンの検討

国基本方針
V. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①事前復興ビジョンの検討

・事前復興

大規模災害を想定し、被災後のまちづくりの基本方針や手順を地域合意のもと事前に計画し、速やかな復興の着手を図る取組み。

- ・事前復興計画の策定（2024年7月現在） 全国33自治体（全体の2%）

（脆弱性評価）

- ▶ 事前復興については、全国でも取り組んでいる自治体が少なく、先進地の事例や被災地における復興の取組みを踏まえた十分な検討が必要。
- ▶ 北海道強靱化計画において、事前復興まちづくり計画の策定支援などが項目として位置付けられている。

部門別計画

岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

①事前復興ビジョンの検討

- 2025年3月に道内で初めて、むかわ町が事前復興計画を策定したことも踏まえ、国や北海道、近隣自治体の動向に注視し、必要に応じて北海道に対する相談を行いながら検討を進める。

推進事業

防災関係計画事業（事前復興計画の検討）

脆弱性評価

①災害廃棄物の処理体制の整備

- ・ いわみざわ環境クリーンプラザの整備（2015年4月供用開始）
- ・ 国の災害廃棄物対策指針の改定（2018年3月）
- ・ 岩見沢市災害廃棄物処理計画（2020年度）

災害発生時において通常のごみ処理体制を確保しながら、一時的・多量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、生活基盤の早期回復する計画

（脆弱性評価）

- ▶ 実際の土地の用途や環境の変化に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しが必要。
- ▶ 災害時には、生活ごみに加えて、避難所のごみや被災家屋の片付けごみ、仮設トイレのし尿など、多様な廃棄物処理が見込まれることから、被災状況に応じた処理体制が必要。

部門別計画	一般廃棄物処理基本計画（2017年度～2026年度） 岩見沢市災害廃棄物処理計画（2020年度～）
-------	--

施策プログラム

①災害廃棄物の処理体制の整備

- 大規模自然災害の発生を想定した災害廃棄物の処理体制を整備する。

岩見沢市災害廃棄物処理計画の見直し

- ・ 災害廃棄物の発生量の予測、収集・運搬方法、仮置場候補地、民間処理業者との連携などに関する項目についての検証のほか、早期の復旧・復興に向けた最終処分場への円滑な搬出作業を実施する上で必要となる仮置場における分別方法の検討や、広域的な処理体制など

推進事業	ごみ処理対策事業（災害廃棄物処理計画の見直し）
------	-------------------------

脆弱性評価

① 応急仮設住宅の設置が可能な場所の把握

- ・ 建設型応急住宅は、市の土地、公有地に北海道が設置。
- ・ 賃貸型応急住宅は、必要な情報を市が提供し、原則、北海道が借り上げる。

(脆弱性評価)

- ▶ 一定の広さを持つ市有地は限られていることから、速やかな建設型応急住宅の整備に向けて、被害規模に応じた候補地の事前把握が必要。
- ▶ 賃貸型応急住宅として提供可能な公営住宅等の空室の把握について、平時からの体制整備が必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

① 応急仮設住宅の設置が可能な場所の把握

- 安全性に加え、浸水想定区域（洪水ハザードマップ）、ごみの仮置き場の設置場所（災害廃棄物処理計画）などを踏まえた、仮設住宅の建設候補地、設置可能戸数を事前に把握し、災害規模や種別ごとの対応パターンを確認する。
- 賃貸型応急住宅について、災害時に提供可能な公営住宅等の場所・戸数を把握できるよう関係機関との連絡体制を整える。

推進事業	防災関係計画事業（応急仮設住宅の設置可能場所の把握）
------	----------------------------

[6] 迅速な復旧・復興等

▶ 6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

[6-2-1] 災害対応に不可欠な建設業との連携

国基本方針
IV. 官民連携強化

脆弱性評価

①建設業者の技術力向上

- ・岩見沢市職業訓練センターの設置〔労働力安定に向けた技能者の養成、技術の向上〕
- ・災害応急対策業務等に関する協定の締結
災害時における岩見沢市所管施設等の災害応急業務に関する協定（岩見沢建設協会）
災害時における岩見沢市所管施設の配電設備等の応急復旧対応に関する協定
（岩見沢電気工事業協会）
水道施設等災害時における応急給水及び応急復旧に関する協定（岩見沢水道災害時協議会）

（脆弱性評価）

- ▶ 迅速な復旧・復興作業を担う技術を持つ建設業従事者の養成が必要。
- ▶ 災害対応並びに復旧・復興に建設業者の持つ資機材や技術の活用を図るため、更なる協定の締結や必要な連絡体制の整備が必要。

②建設業の担い手確保

- ・南空知地域雇用対策協議会による就職支援の実施
- ・通年雇用促進協議会による季節労働者や企業向けの合同企業説明会等の実施

（脆弱性評価）

- ▶ 災害時の建設業者の技術活用のために、担い手となる建設業従事者の確保に向けた更なる取り組みが必要。

施策プログラム

①建設業者の技術力向上

- 平時におけるインフラ施設の適切な維持と災害時における迅速な復旧・復興のため、建設業者の技術力向上に向けた取り組みに対する支援を実施する。
- 災害時におけるインフラ施設の迅速な復旧のため、建設業者との必要な協定の拡大と訓練の実施、連絡体制の確認・整備を推進する。

推進事業	防災関係計画事業（建設業者との連携体制の整備） 職業能力向上事業（技能者の養成と技術の向上）
------	---

②建設業の担い手確保

- 建設業従事者や技能労働者の確保は、災害時の復旧・復興はもとより、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも不可欠であることから、若年層を中心とした建設業の担い手の確保に向けた取り組み・支援を推進する。

推進事業	雇用促進事業（就業機会の確保、通年雇用の促進） 職業能力向上事業（建設業の担い手の確保）
------	---

脆弱性評価

①他団体技術職員による応援体制

- ・ 広域応援に関する自治体間相互の協定の締結
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

(脆弱性評価)

- ▶ 大規模自然災害時における人材不足を補うため、自治体間の相互応援体制が必要。
- ▶ 速やかに職員派遣を受け入れることができるよう、必要な受援体制の事前整備が必要。

②災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- ・ 災害ボランティア現地対策本部設置要綱の策定（社会福祉協議会 2012年4月）
- ・ 災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルの策定（社会福祉協議会 2017年3月）
- ・ 対策本部運営に必要な資機材の備蓄や研修・訓練等の実施（社会福祉協議会）
- ・ 「南空知9市町社会福祉協議会における災害時相互支援協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・ 北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」の締結（社会福祉協議会）
- ・ 「災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」の締結
(市、社会福祉協議会 2025年9月)
- ・ ボランティアセンターが開催する各種ボランティア講座への支援

(脆弱性評価)

- ▶ 速やかな災害ボランティア現地対策本部の設置に向けて、市と社会福祉協議会が平時から、必要手順や情報伝達手段についての認識を共有することが必要。
- ▶ 被災者ニーズとボランティア活動の適切なマッチングなど、災害ボランティアを活用する実践力の向上が必要。

③民間企業等との連携体制の整備

- ・ 民間企業の資機材の提供等に関する各種協定の締結

(脆弱性評価)

- ▶ 災害対応並びに復旧・復興に民間企業の持つ資機材や技術の活用を図るため、更なる協定の締結や必要な連絡体制の整備が必要。

部門別計画

岩見沢市地域福祉計画（2024年度～2033年度）
岩見沢市地域防災計画（1966年度～）

施策プログラム

①他団体技術職員による応援体制

- 災害時における北海道及び道内市町村との職員派遣による相互応援体制を確保するとともに、被災時における受援体制の整備に向けた取組みを推進する。

推進事業

防災対策事業（相互応援体制の確保と受援体制の構築）

②災害時におけるボランティアの活用体制の整備

- 災害ボランティア現地対策本部運営マニュアルに基づく本部立上げ訓練の実施と検証により、適正な運営体制を確保する。(社会福祉協議会)
- 災害時における被災者支援のボランティア活動は、被災地の復興支援に重要な役割を果たしており、ボランティア活動の効果的・効率的な運用を図るため、社会福祉協議会との連携による実践的なボランティアの活用体制を整備する。

推進事業	防災対策事業（災害ボランティア活用体制の整備） 社会福祉協議会運営補助事業（災害時におけるボランティアの活用）
------	--

③民間企業等との連携体制の整備

- 災害時における民間企業の持つ資機材や技術の活用に向け、必要な協定の拡大と連絡体制の確認・整備を推進する。

【指標】

指標名	現状値 R6	目標値(方向性)
ボランティア登録団体数	24 団体	27 団体 ↑

[6] 迅速な復旧・復興等

▶ 6-3 被災者生活再建の遅延、人口流出による地域コミュニティの機能低下

[6-3-1] 地域コミュニティ機能の維持

国基本方針
Ⅴ. 地域防災力の強化

脆弱性評価

①地域コミュニティ機能の維持

- ・ 地域における防災リーダーの育成（2025年10月現在）

防災士 194名 北海道地域防災マスター 97名

（脆弱性評価）

- ▶ 地域コミュニティによる共助の取組みを進めるためには、平時の訓練や発災時の災害活動において、中心的な役割を担う人物の育成が必要。
- ▶ 発災時には防災リーダーも被災の当事者となることから、平時から地域団体とつながりを持ち、地域と防災リーダーが一体となって災害対応に当たるための体制づくりが必要。

部門別計画	岩見沢市地域防災計画（1966年度～）
-------	---------------------

施策プログラム

①地域コミュニティ機能の維持

- 発災後の地域コミュニティの弱体化を防ぐため、平時や災害時において、地域で防災活動の中心的な役割を担う人物として、防災士や北海道地域防災マスターの更なる育成を図る。
- 有資格者の防災に関する知識の向上やスキルアップを図るとともに、防災活動に対する意識高揚と地域の町会との連携を深めるための研修会を開催する。

推進事業	防災対策事業（防災リーダーの育成）
------	-------------------

脆弱性評価

①迅速な被災者の生活再建

- ・ 公的支援を受けるために必要な罹災証明書の発行システムを導入（2020年）
- ・ 被害認定調査の合同研修実施（南空知9市町で実施：2023年、2024年）

（脆弱性評価）

- ▶ 大規模災害後の人口流出を避け、地域コミュニティを維持していくためには、生活再建のための支援を速やかに受けるための体制が必要。
- ▶ 支援に必要な調査や相談対応のマニュアル化と継続した訓練が必要。

施策プログラム

①迅速な被災者の生活再建

- 生活再建が進まないことによる人口流出を防ぐため、支援の第一歩目となる罹災証明書の発行や生活相談体制について、事前にマニュアル化と定期的な訓練実施を図る。

推進事業	防災対策事業（迅速な被災者の生活再建）
------	---------------------

第4章 計画の推進・進行管理

1 計画の推進にあたっての留意事項

(1) 市民や企業との連携

大規模自然災害時における対応は、行政による取組みだけではなく、自身や家族を守る「自助」や、地域・企業における「共助」の取組みが重要な役割を果たすことから、本市の強靱化にあたっては、市民や企業との連携と協働により計画を推進するものとします。

(2) 地域間の連携

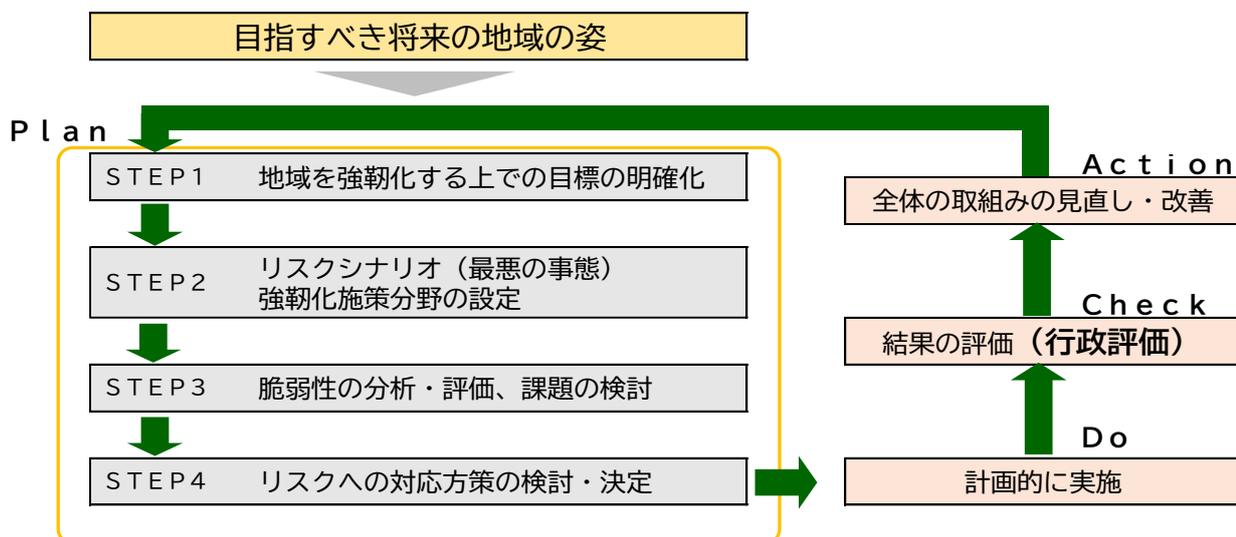
大規模自然災害時における住民の避難、物資の供給、救急救援活動などの被災地支援を迅速かつ円滑に行うためには、他の地域との連携が不可欠となります。

そのため、地域間における連携体制の構築や、それを支える交通ネットワークの確保など、ハード・ソフト両面から対策を講じるものとします。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、「第6期岩見沢市総合計画」の進行管理を担う行政評価の取組みにより、総合計画の進行管理と連動して行います。

また、本計画の進行管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や考慮すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとします。



(参考) 計画の変遷

年月	
令和元年 5 月	岩見沢市強靱化計画 策定
令和 4 年 8 月	一部改正
令和 6 年 3 月	一部修正 (計画期間の変更)
令和 8 年 1 月	岩見沢市強靱化計画 全面改訂

岩見沢市強靱化計画

令和8年1月

岩見沢市企画財政部企画室

〒068-8686

北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

電話 0126-23-4111（代表）

FAX 0126-23-9977